

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和4年10月21日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
(総務部、建設部所管分)	
補足説明(総務部長、総務部理事、建設部長)	
質疑(塚本崇委員、三好俊範委員、村上英明委員)	
散会の宣告-----	56

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和4年10月21日(水) 午前10時 開会
午後 4時32分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 野口 博 委員 安藤 薫
委員 村上英明 委員 塚本 崇 委員 三好俊範
委員 塚本 崇

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛 建設部長 武井義孝
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 池上 彰
消防長 松田俊也 総務部理事 辰巳裕志 建設部次長 松倉昌明
総務部参事兼工事検査室長 永田 享 同部参事 榎納 縁
建設部参事兼建築課長 江草敏浩 同部参事兼道路交通課長 寺田満男
総務課長 川本勝也 防災危機管理課長 竹下博和
資産活用課長 森崎孝弘 財政課長 森川 護
情報政策課長 下郡光礼 市民税課長 妹尾紀子
固定資産税課長 藤原英昭 納税課長 南池英次
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
道路管理課長 西 勝也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日、そして本日も、今季最高の秋晴れのようにございます。各委員の皆さんには、お忙しいところ総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

今回、役員の改選がございました。三好義治委員長はじめ、各委員の皆さんには、1年間また何とぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は令和3年度の決算につきまして、当常任委員会所管分についてのご審査をいただきます。何とぞ慎重審査の上、ご認定いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口総務部長。

○山口総務部長 それでは、認定第1号、

令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、防災危機管理課分を除きます総務部に係る部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。決算書28ページ、款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ、マイナス1.2%、5,862万1,278円の減少となっております。目2法人は、前年度に比べ、マイナス20.5%、4億2,313万8,898円の減少となっております。項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ、1.0%、9,107万776円の増加となっております。目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ、0.2%、12万600円の増加となっております。項3軽自動車税、目1環境性能割は、前年度に比べ、1.7%、15万5,500円の増加となっております。目2種別割は、前年度に比べ、2.8%、369万1,195円の増加となっております。項4市たばこ税、目1市たばこ税は、前年度に比べ、5.4%、3,820万9,564円の増加となっております。項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ、1.9%、3,104万7,478円の増加となっております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べ、2.8%、99万9,000円の増加となっております。

続きまして、30ページ、項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年度に比べ、1.0%、107万円の増加となっております。項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税は、前年度に比べ、1.8%、12万5,000円の増加となっております。

おります。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、目1 利子割交付金は、前年度に比べ、マイナス18.5%、297万8,000円の減少となっております。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、目1 配当割交付金は、前年度に比べ、52.3%、3,569万4,000円の増加となっております。

款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、目1 株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ、51.4%、3,970万9,000円の増加となっております。

款6 法人事業税交付金、項1 法人事業税交付金、目1 法人事業税交付金は、前年度に比べ、70.2%、1億4,286万7,000円の増加となっております。

款7 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金は、前年度に比べ、9.4%、1億8,000万2,000円の増加となっております。

款8 ゴルフ場利用税交付金、項1 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ、9.5%、19万2,258円の増加となっております。

款9 環境性能割交付金、項1 環境性能割交付金、目1 環境性能割交付金は、前年度に比べ、16.0%、402万7,000円の増加となっております。

款10 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は、前年度に比べ、4.7%、550万6,000円の増加となっております。

続きまして、32ページ、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これは中

小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等について、軽減措置の実施に伴う減収分を補てんするため国から交付されるもので、前年度比、皆増、1億2,269万8,000円の増加となっております。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税は、前年度に比べ、236.6%、7億6,210万2,000円の増加となっております。これは普通交付税が前年度に比べ、7億747万3,000円の増加、特別交付税が前年度に比べ、5,462万9,000円の増加となったことによるものでございます。

款12 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ、マイナス1.3%、18万6,000円の減少となっております。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、庁舎施設等使用料でございまして。

続きまして、34ページ、目5 土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございまして。

続きまして、36ページ、項2 手数料、目1 総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料でございまして。

続きまして、38ページ、目4 土木手数料は、公共用地境界明示手数料でございまして。

続きまして、40ページ、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございまして。

続きまして、46ページ、項3 委託金、目1 総務費委託金は、基幹統計調査委託金

及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

続きまして、48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金及び大阪府市町村振興補助金でございます。

続きまして、54ページ、項3委託金、目1総務費委託金、これは府税徴収事務委託金でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。目2利子及び配当金は、各種基金利子収入でございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、市有地売却収入でございます。目2物品売払収入は、公用車の売払収入でございます。

続きまして、56ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、一般寄附金でございます。

款19繰入金、項1特別会計繰入金、目1財産区財産特別会計繰入金は、土地貸付収入の一部を一般会計に繰り入れたものでございます。項2基金繰入金、目6減債基金繰入金は、減債基金から14億2,706万円を取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は市税延滞金でございます。

続きまして、58ページ、項4雑入、目2雑入のうち、主なものは市町村振興協会交付金や水道・下水道事業会計からの収入などでございます。

続きまして、68ページ、款21市債、項1市債、目1総務債は、新味舌体育館(仮称)建設事業債及びコミュニティープラザ屋上防水改修事業債でございます。目2民生債は、市立みきの路空調給湯設備等改修

事業債、民間保育所施設整備補助事業債及び子育て総合支援センター大規模改修事業債でございます。目3衛生債は、斎場火葬炉設備改修事業債、借換債及び廃棄物広域処理推進事業債でございます。目4土木債は、フォルテ摂津自転車駐車場改修事業債、橋梁長寿命化修繕事業債、道路等整備事業債、交通安全施設整備事業債、排水路ポンプ場施設整備事業債、味舌ポンプ場電気設備更新事業債、阪急連続立体交差事業債及び千里丘駅西地区再開発事業債でございます。目5教育債は、小中学校屋内運動場空調設備整備事業債、小学校トイレ改修事業債、小・中学校照明器具改修事業債、借換債及び安威川公民館外壁等改修事業債でございます。目6臨時財政対策債は、普通交付税の算定結果に基づき発行したものでございます。目7消防債は、第二分団屯所建設事業債でございます。

続きまして、70ページ、款22繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、4億6,721万6,650円で、その内訳は繰越事業充当財源が1億4,841万8,000円、令和2年度決算剰余金が3億1,879万8,650円となっております。

続きまして、歳出についてでございます。

76ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、節1報酬は、個人情報保護制度運営事業に係る個人情報保護審議会委員報酬でございます。

続きまして、78ページ、節10需用費は、庁内印刷に係る消耗品などでございます。

続きまして、80ページ、節12委託料は、法規事務に係る市例規集委託料などでございます。節13使用料及び賃借料につきましても、法規事務に係るデータアクセ

ス料などがございます。

続きまして、82ページ、節27繰出金は水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金でございます。目2文書広報費は、郵送事務に係る通信運搬費などがございます。

続きまして、84ページ、目4財産管理費は、ESCOサービス料などがございます。

続きまして、88ページ、目9電子計算費は、住民情報システム保守委託料などがございます。

続きまして、96ページ、目18財政調整基金費、目19公共施設整備基金費及び目20減債基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。目21土地開発基金費は、千里丘駅西地区再開発事業における資金需要に対応するため、土地開発基金に積み立てたものでございます。

続きまして、98ページ、項2徴税費、目1税務総務費及び、100ページ、目2賦課徴収費は、税務事務に係る経費でございます。

続きまして、108ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費及び、110ページ、目2基幹統計調査費は統計調査事務に係る経費でございます。

続きまして、178ページ、款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費は、市営住宅管理に係る経費でございます。

続きまして、220ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金は地方債の元金償還金で、前年度に比べ、マイナス10.0%、2億2,617万9,469円の減少となっております。目2利子は地方債の利子償還金で、前年度に比べ、マイナス11.7%、1,247万3,391円の減

少となっております。

款11予備費、項1予備費、目1予備費は、2,553万61円で、職員等公務災害見舞金に81万9,000円、国から市への職員派遣決定に伴う住宅借上料等に87万7,800円、不当利得返還請求に係る訴訟及び債権差押えに関する費用に213万3,160円、市議会議員一般選挙及び衆議院議員総選挙に係る期日前投票期間の延長に伴う報酬及び委託料に199万4,589円、火災事案による災害見舞金に80万円、損害賠償請求に係る訴訟等関係費用に33万円、道路管理瑕疵による損害賠償金に4,520円、公務災害事案による消防賞じゅつ金に900万円、大規模火災事案により使用不可となった消防ホース購入に係る消耗品費に63万2,500円、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る備品購入費に28万4,230円、大規模火災事案による消防賠償責任保険補償金に14万3,385円、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援委託料に567万8,547円、小中学校における新型コロナウイルス感染症による宿泊行事の延期に伴う負担金に283万2,330円をそれぞれ充当いたしております。

以上、防災危機管理課分を除く総務部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 続いて、辰巳総務部理事。

○辰巳総務部理事 続きまして、総務部のうち、防災危機管理課に係るその主なものを補足説明いたします。

まず、歳入についてでございます。46ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金にあります社会

資本整備総合交付金につきましては、年度末に全戸配布いたしました摂津市防災ブックの作成に係る交付金でございます。

続きまして、56ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金にあります防災危機管理課の指定寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金でございます。

続きまして、58ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目3家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、平成11年6月29日の大雨に伴う家屋被害復旧資金の貸付に係る償還金でございます。

続きまして、60ページ、項4雑入、目2雑入にあります南摂津防犯ステーション管理業務費用負担金は、南摂津防犯ステーションの一部を使用しております摂津防犯協会、摂津職域防犯協会に使用面積に応じて管理費用を負担していただくものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、88ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費は、防犯灯及び防犯カメラの整備等、防犯対策に係る経費などでございます。

続きまして、186ページ、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、防災資機材や備蓄用品の整備、情報収集伝達体制の整備等をはじめとした防犯対策及び自宅療養者への支援や感染症対策の備品整備など、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費などでございます。

以上、総務部防災危機管理課の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 武井建設部長。

○武井建設部長 認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、建設

部が所管しております事項につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の34ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料は、法定外水路占用料でございます。目5土木使用料のうち、道路占用料や、36ページ、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。項2手数料、目1総務手数料のうち、道路管理課の諸証明手数料でございます。

38ページ、目3農林水産業手数料は、水路敷地境界明示手数料、水路敷地謄本交付手数料でございます。目4土木手数料のうち、道路敷地境界等明示手数料や開発許可等手数料などでございます。

44ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金のうち、都市再生地籍調査委託補助金や老朽化対策、耐震改修補助金などの社会資本整備総合交付金でございます。

52ページ、款16府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金は、府自然環境保全条例事務取扱交付金や都市再生地籍調査委託補助金、権限移譲交付金などでございます。

54ページ、項3委託金、目2土木費委託金のうち、河川環境整備工事委託金などでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、道路交通課の土地貸付収入でございます。

56ページ、款19繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

64ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、建築確認申請者負担金、

放置自転車対策協力金、フォルテ摂津修繕積立金返還金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、水路台帳作成業務委託料や神安土地改良区負担金などでございます。

164ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、土木維持作業業務委託料などでございます。目2交通対策費は、指定管理者への駐車場管理委託料や、166ページ、公共施設巡回バス運行管理業務委託料などでございます。項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は、千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などでございます。

168ページ、目2道路維持費は、道路維持に係る修繕料や道路維持工事などでございます。目3交通安全対策費は、交通安全対策工事や道路改良事業に係る土地購入費及び移転補償費などでございます。

170ページ、項3水路費、目1排水路費のうち、ポンプ場施設等維持管理業務委託料や味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事などでございます。

174ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費のうち、多世代同居・近居支援補助金、ホーム柵設置補助金などでございます。目2街路事業費のうち、都市計画課の都市景観事業に係る報償金などでございます。

176ページ、目3緑化推進費は、摂津市緑化推進連絡会補助金などでございます。目4公園管理費は、公園維持に係る修繕料や公園管理委託料などでございます。

186ページ、款8消防費、項1消防費、目3水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金などでございます。

以上、建設部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。では、質問をさせていただきます。

まず、決算書10ページ、歳入で、市のたばこ税についてです。令和3年度のたばこ税収入が7億4,850万1,187円、令和2年が7億1,029万1,623円です。令和3年10月1日に値上げされて、市税としては約5.4%アップしております。しかしながら、喫煙率は若干の減少傾向にあり、今後の人口ビジョンと少子高齢化によって市たばこ税自体が減少していく傾向にあるのではないかと思います。特に、摂津市は健康都市を宣言している以上、そうならざるを得ないと思います。その市たばこ税の今後の考え方についてお答えください。

2番目です。決算書10ページ、不納欠損額についてです。

個人の不納欠損額が、令和2年度、835万4,807円に対して、令和3年度が1,450万5,856円、約174%アップしています。これに対して、固定資産税の不納欠損額が、令和2年度は1,970万8,031円に対して、令和3年度は606万5,916円と、約70%ダウンしています。それぞれの要因についてお尋ねいたします。

次に、3番目です。決算概要の20ページ、臨時財政対策債についてお聞きしたいと思います。臨時財政対策債の残高が、令和2年度が70億6,881万7,061円に対して、令和3年度の臨時財政対策債の現在高が75億7,243万3,362

円になっています。

決算概要の36ページを見ますと、臨時財政対策債ありとなしの場合で経常収支比率が変わってくるわけです。令和2年度は臨時財政対策債ありの経常収支比率95.8%に対して、臨時財政対策債なしだと97.1%、1.3ポイントの開きがあります。令和3年度は臨時財政対策債ありが90.6%に対して、臨時財政対策債なしだと96.4%、5.8ポイントの開きになっています。

そこで、質問としまして、この臨時財政対策債の発行額をふやした経緯についてお尋ねします。

続いて、4番目です。決算概要の54ページ、防犯カメラ設置事業についてです。

これは、KPIが絡んでくる部分があると思います。摂津市の治安がよいと思いますかという問いに対して、令和2年度は75.1%がよいと答えているのに対して、令和3年度は69.4%に減っています。その要因についてお尋ねします。

続いて、5番目、決算概要の138ページです。防災対策事業で、摂津市が災害に強いまちであるかどうかです。これに対して、市民の方は33.5%と、非常に低い回答となっております。これに対して、現在どうお考えかをお答えください。

続いて、6番目です。決算概要52ページ、情報化推進事業です。令和3年度の活動として、8項目についてオンライン申請ができるようになったとのこと。この8項目について教えていただきたいのと、目標である令和7年度の16項目、この8項目の追加分が何かを教えていただきたいと思います。

続いて、7番目です。決算概要118ページ、交通安全啓発事業です。これは通学

路等々含んでいると思います。自転車等の安全啓発について、どう取り組まれているのか、お教えてください。

続いて、8番目です。同じく118ページ、公共交通整備事業です。これは物価高騰への対策として補正予算を組んだ経過があると思います。今後も物価高騰の対策として補助を続けていくのかどうか、その在り方についてお教えてください。

続いて、9番目です。同じく118ページ、市内循環バス運行補助事業です。これについては、市内だけで循環することが、現在意味をなしていないと考えています。これは、大阪維新の会としては広域化できないかということで検討を進めていきたいところです。現在、広域化等々についてのお考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

続いて、10番目、120ページです。公共施設巡回バス運行事業です。これはセッピー号のことかと思われます。確かKPIでは、1便当たり5.5人だったかと思えます。これについては非常に市民の方からもクレームが多いというか、すごく不便だというお声をいただいております。その利便性を上げる方策について、お考えがあればお聞きしたいと思います。

続きまして、11番目です。決算概要の122ページ、狹隘道路整備事業です。狹隘道路整備事業自体が2課にまたがっているかと思えます。KPIでは、令和7年度の280メートルの達成見込みに対して、令和3年度は3メートルだけしか行われていないのですが、これはどこなのか教えていただきたいと思えます。

12番目です。同じく122ページ、千里丘三島線です。これはもう先日最後の建物が解体されて、ほぼ達成していると認識

しております。令和3年度においては、達成率80%に対して、執行率が30.5%と非常に低調であった理由を聞きたいと思えます。

続いて、13番目、同じく122ページです。正雀南千里丘線の件です。この中で、実施設計が行われているとお聞きしております。その実施設計の内容について、お伺いしたいと思います。

続いて、14番目です。122ページ、自転車通行空間の整備についてです。市道において、自転車通行空間の整備を行ってられると思えます。その内容について、お教えください。

続いて、15番目です。決算概要で124ページになります。モノレールのホーム柵の設置ですが、どうしてモノレールなのかというところから、まずお聞きします。

続いて、16番目です。決算概要の124ページ、都市計画マスタープラン策定事業です。令和3年度の内容について教えてください。

17番目、126ページです。特定空家対策事務事業についてです。令和3年度は指導54回とKPIでは示されております。令和7年度の予想値が50になっております。令和7年度はもっと空き家がふえているはずで、もっと回数がふえるのではないかと考えております。見込みについて教えてください。

続いて、18番目、決算概要126ページ、多世代同居・近居支援事業です。執行率としては99.8%です。KPIを見ると、リフォーム申請件数がゼロ件となっております。何らかのハードルがあってゼロ件になっているのではないかと思いますので、その理由を教えてください。

19番目です。決算概要126ページ、

開発指導についてです。住宅の省エネルギー化の取り組みについて教えてください。

続いて、20番目です。決算概要126ページ、震災対策推進事業です。大阪北部地震から4年たちまして、ブロック塀も大分なくなってきたとは言え、まだ残っている部分があるとお聞きしております。現在、ブロック塀の残っているところに対して、どのようなアプローチをかけているのか、お教えください。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号1番、決算書10ページ、市たばこ税の今後の見通し、考え方のご質問でございました。令和3年度の市たばこ税の収入額につきましては、消費本数については減っておりますが、税制改正による税率の引き上げの影響によりまして、前年度に比べて、委員がご指摘のとおり増収となっております。

しかしながら、今後につきましては、健康志向の高まりでありますとか、受動喫煙防止の取り組みなどを背景といたしました「たばこ離れ」が考えられますので、消費本数はやはり減少が続いていくものと考えております。そのため、今後税率の改定がないのであれば、税額が減少していくものと考えておりまして、毎年、本数として、0.4%程度は減っていくのではないかと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 南池課長。

○南池納税課長 それでは、質問番号2番、税目別の不納欠損額の増減理由について、ご答弁いたします。

まず、市民税の不納欠損額が前年度と比

べて増加している主な原因は、高額な事案が1件あったことによるものでございます。

固定資産税の不納欠損額が前年度と比べて減少している主な原因については、市民税とは反対に、令和2年度に高額な案件が1件あったことにより前年度比で令和3年度は減少しているものでございます。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号3番、臨時財政対策債の発行額をふやした経緯とのご質問でございます。臨時財政対策債の発行可能額につきましては、交付税の算定時に国から普通交付税の額と、臨時財政対策債の発行可能額が示されております。令和3年度は、国の交付税財源が不足していることもありまして、臨時財政対策債の発行可能額が大きくなっており、本市に関しましては、13億1,307万3,000円となっているものであります。

実際に臨時財政対策債を発行するかどうかにつきましては、決算見込額や将来の財源不足額なども見据えまして、その時々々の状況に合わせて発行の有無を判断しております。令和3年度では将来の財源不足を見越しまして、できるだけ基金を温存する必要があると判断をし、発行可能額の全額を発行したものであります。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私から質問番号4番と5番、KPI評価に係る防犯と防災のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、防犯につきましては、令和3年度において摂津市の治安が悪いと思う市民の割合が前年度に比べて減少しておるのは、近年における特殊詐欺の増加が背景にあるのではないかと考えております。アン

ケートだけでは要因を特定するのは非常に困難でございます。

一方で、摂津市における犯罪発生件数については大阪府警の犯罪統計によりますと、平成28年度で1,047件であったものが、令和3年度では534件まで減少しております。特に空き巣狙い等の窃盗犯につきましては、平成28年度の826件から令和3年度の389件と大幅に減少しており、過去の現行犯逮捕でなければ捕まらなかった犯罪が、防犯カメラの普及によって、カメラの映像を警察の捜査活動に提供することや、カメラそのものが犯罪抑止につながったことが犯罪件数を押し下げているものと考えております。

次に、災害についてでございます。これについても、令和3年度において災害に強いまちづくりが進んでいると思うと回答した割合が前年比で減少しております。これについては、令和2年度から令和3年度の自主防災組織による防災訓練がコロナ禍で全く開催されなかったことが、一つの要因と考えております。特に自主防災組織主催の防災訓練は、市民お一人お一人の防災意識を高める効果がございます。被害を最小限にする効果もございます。令和4年度については、自主防災組織の訓練は現在2件を予定しておりまして、かなり少ない数になっており、コロナ前とは程遠い状況になっております。コロナ後のことを踏まえまして、自主防災組織の皆様と、よりよい訓練についてお話をしてみたいと考えております。

また、令和3年度には、水害の危険性や避難の考え方を整理した防災ブックを作成し、全戸に配布しております。また、令和4年度から水害の備えとして防災ブックを使った出前講座を始めており、水害時

の防災への意識の向上に努めておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、情報政策課に係りますご質問にお答えをいたします。

決算概要52ページ、情報化推進事業に関しまして、行政経営戦略で設定しておりますKPI、オンライン申請ができる行政手続数の状況についてのご質問であったかと思えます。

まず、令和7年度の目標値としております16項目についてです。こちらは、令和2年度に閣議決定をされましたデジタルガバメント実行計画におきまして、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続としまして、処理件数が多く、住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続についてまとめられております。その中で、市に関係のある16項目の手続を、令和7年度の目標値として定めたものでございます。

令和3年度までの進捗状況といたしましては、8項目の手続についてオンライン化を実施いたしました。申し上げますと、図書館の図書貸出し予約、文化スポーツ施設等の利用予約、地方税申告手続、職員採用試験申し込み、入札参加資格審査申請、それから研修講座各種イベント等の申し込み、水道使用開始届、公文書開示請求となっております。

また、未実施の手続につきましては、例えば申請のタイミングに合わせて、手数料の納付、オンラインでの決済が必要なものであったり、電子入札のように新たなシステムを構築する必要があるといったものが、まだ未実施となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、塚本委員の1回目のご質問、7番目の通学路についてです。交通安全啓発事業における通学路の自転車に関する交通安全啓発ということのお問いであったかと思えます。

そちらにつきましては、主に通学路上での様々な社会事案だとかを受けまして、教育委員会及び摂津警察署共々、合同点検を実施いたしております。その中で、点検結果に基づいた形で、電柱幕などで車両の速度抑制を求める啓発をするような内容で取り組みをしております。

それと合わせまして、ソフト面についてです。交通ルールであったり交通マナーについては、朝の通学時間帯を狙いまして、小学生であったり、中学生、高校生に対して、主に第三中学校前、それとあと摂津郵便局前において、警察官と連携して指導に当たっているとところでございます。また、小学生向けに、交通安全教室を実施させていただいております。

続きまして、8番目の公共交通整備で、物価高騰による運行継続支援金です。先の定例会で補正予算をご承認いただいた内容でのお問いであったかと思えます。

令和3年度につきましては、運行継続支援金として、物価高騰ではなしに新型コロナウイルスの感染症対策で、バス事業者並びにタクシー事業者にこの運行継続に係る支援をさせていただいております。具体的に申し上げますと、車内の密度を上げないために配慮をされている防護シートであったり、感染防止対策経費について一定支援をさせていただいている状況でございます。

物価高騰や燃料費の高騰につきまして

は、今後も国、府の動きも合わせて注視してまいりたいと考えております。

続きまして、市内循環バスのお問い合わせです。市内だけではなく、広域連携を図るべしとのお問い合わせであったかと思えます。現在、市内循環バスの運行につきまして、中央環状線よりも以西の地域、主に正雀地域であったり、別府地域を循環させていただいている状況でございます。この運行経費の補助については、昭和46年から継続して補助をしてまいったところでございます。

委員がおっしゃっている将来の展望につきまして、今年度、横断的に市内の職員で構成している公共交通在り方検討会により、検討させていただいております。また、有識者のご助言等もいただきながら検討を進めていきたいと思っております。

引き続き、本市における公共交通の維持、確保並びに市民の移動利便性の向上を図らせていただくとともに、持続可能な公共交通サービスの在り方を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設巡回バスでございます。いわゆるセッピー号と銘を打ってさせていただいております。委員もご承知のとおり、主に鳥飼地域を巡回させていただいております。公共施設を主に巡回をさせていただいているバスでございますので、一回り1系統で回らせていただこうとしますと、やはりおよそ1時間かかります。無料ではあるのですが、そのようなところのお叱りをいただくこともございます。平成30年には1台であったものを2台に増便をする対応もさせていただいております。今後、先ほど申し上げた公共交通在り方検討会の中でも、もちろん議論をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草部参事。

○江草建設部参事 11番目の狹隘道路に関するご質問にお答えさせていただきます。

KPIにつきましては、令和3年度建築課所管で補助の実績のあったものを挙げさせていただいております。狹隘道路につきましては、市民の安全・安心、防災の観点で絶対解消していかなければならないところでございます。

令和3年度の実績箇所のお問い合わせですが、千里丘2丁目で1件、補助を行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、12番目のご質問にお答えいたします。

千里丘三島線の東側の道路改良事業についてのお問い合わせであったかと思えます。

令和3年度の達成率80%という内容だったかと思えます。現在、令和3年度の繰越分で予算いただいている建物については、解体工事中になってございます。その部分を合わせますと、およそもう9割5分ぐらいの達成率になってきます。残り1件がまだ交渉中でございますので、現在、鋭意進めさせていただいているところでございます。

続きまして、13番目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業でございます。

こちらの実施設計の内容でございますが、主に内容といたしましては、全長210メートルにわたります道路の測量であったり、公道の設計等の内容とさせていただいております。

続きまして、14番目、自転車通行空間整備事業の内容でございます。

こちらにつきましては、内容といたしまして、車道の左側に青色で矢羽根型の路面標示、あと自転車のピクトサインになります。これは、自転車が歩道ではなしに車道の左側を通行しなさいという内容の意識づけで、明示しながら取り組みをさせていただいております。現在そのような部分で計画的に道路の空間を、大阪府茨木土木事務所と連携しながら進めている取り組みでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、15番目のホーム柵設置についてのご質問にお答えいたします。

大阪モノレールでは、平成30年度から令和4年度までの予定で、全ての駅でホーム柵を設置することとされ、乗降客数順に整備を進められており、国、大阪府、沿線各市が設置に対し補助をされております。

本市におきましても、ホーム柵設置の支援といたしまして、設置に係る工事費などの補助対象経費の6分の1を補助いたしましたもので、令和2年度に南摂津駅、令和3年度は摂津駅へ設置されたものでございます。

続きまして、16番目の都市計画マスタープラン策定事業についてのご質問にお答えいたします。

都市計画マスタープランの改定は、令和3年度から着手しておりまして、令和4年度には改定案を作成し、令和5年度はパブリックコメントを実施し完成させる予定でございます。

令和3年度は、人口、土地利用、都市構造などの現状分析や現行の都市計画マスタープランに基づく施策の進捗状況の整理、総括を行いまして、基本理念やまちづ

くりの目標を決定いたしました。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草部参事。

○江草建設部参事 17番目の空家対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

この空き家等への助言等の回数につきましては、委員がご指摘のとおり、空き家がふえてくるのが、今後、考えられます。不良の状態の空き家が増加することを抑制するため、KPIを立てさせていただいております。この設定につきましては、指標的に空き家等への指導、助言回数の累計を表記させていただいております。実際の令和3年度の実施回数につきましては、18回実施しておる状況でございます。このことによって、未然に不良な管理になるところを抑えていく事業を進めさせていただいております。

続きまして、18番目、多世代同居・近居事業について、リフォームの申請が令和3年度ゼロ件だった理由です。これにつきまして、考えの中では、例えば中古の住宅を購入して近居・同居をされる方に対して、補助メニューとしては住宅の購入でリフォーム、あと引っ越しということで、併用して使えません。そういう中古住宅を買われ、リフォームで住まれる場合についても、購入の補助を選択される方が多くおられるのではないかなと考えております。

続きまして、19番目の住宅の省エネルギー化についての指導でございます。住宅の省エネ基準につきましては年々厳しくなっており、当初はまず建物の外側の省エネ化についての基準が強化され、中で使われる機械の設備についても、省エネの基準が義務化され、強くなってきている状況があります。これについては、光熱費がまず

下がるのと、空調などをしっかりすることによって、住宅結露等の発生が防げ、副産物的に建物が長くもつことが見込まれます。こういう強化されてきた状況でありまして、大阪府で、この情報についてのパンフレット等を作られておりますので、そういうパンフレットを窓口に置きまして配布するなど、啓発を行っておる状況でございます。

最後に、震災対策補助のブロック塀のアプローチについてでございます。平成30年の大阪北部地震から数年経過した中で、市民の関心も少し下がってきている状況はあると感じられるところでございます。このブロック塀につきましては、震災直後、教育政策課で通学路等のブロック塀について調査されて、その資料につきましては、建築課で引き継いでおります。令和3年度において、三、四か月かけて、業務の合間、経過観測として確認作業を行い、その中で新たに監視を続けないといけないところも確認している状況です。そこにつきましては、補助制度でございますので、ブロック塀の所有者の責任で管理していただくところがあります。こういう補助制度について、創設していることもご説明しながら、監視を続けておる状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

まず、1番です。市たばこ税についてでございます。

どんどん減少していくとのことでした。摂津市の市たばこ税、市5税のうちの4.1%の比率となっております。比較して、吹田市では、まだ決算中のこともあり、令和3年度の予算ベースの話で申し上げますと、市税が7税でございますので、市税7税

のうちの2.4%が市たばこ税になっております。7税と5税の差はありますが、1.7ポイントの差があります。摂津市が人口8万7,000人に対して、吹田市が37万5,000人なので、予算ベースでは大体2.3倍しか開きがない中で、人口的には約4.3倍の開きがあります。この要因について分析されているのかお尋ねします。

続いて、2番目です。不納欠損額、高額案件があり、ふえたり減ったりしたとのこと承知しました。ただし、今年のコロナによる第7波が最も経済に影響を与えたのではないかと考えています。なぜならば、国や市からの補助が最も少なかったからと言われております。そうすると、令和4年度はもっと個人の不納欠損額がふえるのではないかと懸念しております。市としての予防策はお考えでしょうか。お聞きいたします。

次、臨時財政対策債についてです。

決算概要の39ページで、将来負担比率も掲載されております。大和総研のレポートを見ると、臨時財政対策債は将来負担比率の影響に加えるべきではないかということで、その差し引いた数字を計算してシミュレーションをしております。本市としては、その臨時財政対策債の影響を省いた数値としては、将来負担比率が今のところバー表示になっております。そういったシミュレーションについて、やっておられるかどうかを確認したいです。

4番目です。治安についてです。

犯罪の発生件数が抑制されたことは確認できたので、非常によい傾向にあるのではないかと思います。ただし、事例を挙げますと、千里丘6丁目の交差点から南に下ったところ、洋服店があります。その前に

警察が看板を出しております。自転車とロードバイク、8月25日にここで発生した事故を目撃された方はご連絡くださいというものです。そういう表示があるということは、いまだにカバーしきれていない部分があるとの認識を持っていただきたいです。さらに必要箇所については、警察と相談された上で、しっかりと必要不可欠な分を賄っていただけるようお願いしたいと思います。

また、本市では、新たに20台ふやしていただいて、リースで運用されております。他市の例を見ると、設置に補助は出しますが、メンテナンス料は自治会でということもあるようです。そういった事例研究をしっかりと踏まえていただいて、防犯カメラの数をしっかりとふやしていただけるように、これは要望にとどめておきます。

5番目です。防災についてです。防災対策は、やっぱり長期的に見つつも、割と喫緊の課題だと考えています。この前の一般質問でもお聞きさせていただきました。安威川が越水すると、市庁舎は浸水します。そういったことを考えて、防災対策、災害に強いまちづくりを、市からしっかりと発信してつくっていただきたいとの思いがあります。これも要望にとどめておきます。

6番目です。情報化推進事業です。オンライン申請について、幾つかオンライン申請ができるようになって、便利になったという実感もあります。この件については、早急に進めていただきたいと思っています。今、市庁舎の1階で、マイナンバーカードの手続による行列ができております。やっぱりマイナンバーカードを持つことで、オンライン申請ができる利便性を生かして、この機を逃さず、進めていただきたいと強く要望しておきます。

続いて、7番目です。交通安全啓発事業です。

私ごとになりますが、毎週金曜日に千里丘中央病院前の交差点のところにおいて、小学生の交通安全の見守りで立たせていただいております。その中で、やっぱり危険な状態が続いているところがありますので、自転車の安全啓発とともに、ピクトグラムについても消えかかっているところがあります。もう一回点検していただいて、交通安全しっかりと守っていただけるように、これも要望とさせていただきます。

8番目です。公共交通整備事業です。新型コロナ対策とのことで理解しました。ただし、物価高騰の中で、公共交通自体が非常に厳しい状況にあります。滋賀県では、公共交通税を取るべきではないかという議論すらされている状況です。やはり物価高騰に合わせて、交通の在り方を考えていくべきで、継続していただけるように、これも要望とさせていただきます。

続いて、9番目です。市内循環バス運行補助事業です。

これは公共交通在り方検討会とのことで、令和3年度は準備段階だったと思います。どのような準備をされたのかについて、再度、質問させていただきます。

10番目です。公共施設巡回バスです。これは個人的な要望になってしまうのですが、市役所から新鳥飼公民館へ行こうと思って、バスの運転手に聞いたときに、行きますけど、阪急バスに乗ったほうが早いですよと言われたんです。それはまずいのではないかと考えています。やはりしっかりと市民サービスとして成り立たせている以上、運行客をちょっとでもふやしていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

1 1 番目の狹隘道路整備事業です。千里丘2丁目とのことで理解いたしました。いまだに狹隘道路は、市内に数多くございます。まだ千里丘東4丁目の辺りを結構なスピードで車が走っていることもあります。そういったことの解消を一刻も早く取り組んでいただくよう要望とどめておきます。

1 2 番目です。千里丘三島線です。

これはほぼ達成と認識しております。残り5%については頑張ってくださいとしか言いようがありません。もう慣れ親しんだ風景がなくなりながらも新しい道がしっかりできておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというエールを送りたいと思います。よろしく申し上げます。

正雀南千里線です。測量などを行ったとのこと。土地の買い取りの申し出があって設計変更が出たかと思っておりますので、早くこれも実施していただきたいと要望しておきます。ビジョンが見えたら、また見せていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1 4 番目、自転車通行空間の整備についてです。

これは、矢羽根型路面標示などと聞いています。千里丘地域はウーバーイーツも地域に入ってきておりますが、やはり自転車と歩行者、自転車同士の事故などがございます。そういったところは非常に気をつけていただいて、自転車同士の事故は結構重大な事故を招きかねないので、そういった事故がないように、これも要望とさせていただきます。

1 5 番目です。モノレールのホーム柵の設置についてです。

あらかじめ決められていた予算を執行したとのこと。私の認識は違っていま

して、予算の優先順位が間違っていないですかということをもまず主張したいと思っております。やはり阪急摂津市駅で、女性の方と電車が接触されて亡くなられた事故がございました。先日はJR千里丘で高校生2人が亡くなる事故がございました。そういった経緯を踏まえると、やはり決められた予算をあらかじめ執行するのではなくて、必要などころに必要な補助をつけて執行すべきではないかと考えております。その考え方に対して今どのようにお考えかを、2回目の質問とさせていただきます。

1 6 番目です。都市計画マスタープランについてです。令和3年度の内容については理解いたしました。私、都市計画審議会もまた続けさせていただいておりますので、都市計画マスタープランの達成に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。要望とさせていただきます。

1 7 番目、特定空家対策です。

累計表記であると理解いたしました。過去から18件で、その中でも1件は特定空家の指定をしたと聞いていたこともあってです。ただ、やはりこの累計表記がふえないように、これはもうオール摂津で取り組まないといけない取り組みになってくると思います。しっかりと人口減少を抑制しながら、空家対策をやっていただきたいと考えます。よろしく申し上げます。要望とさせていただきます。

1 8 番目です。多世代同居・近居についてです。

日本では親御さんが、もしくは子どもがいるから近くに引っ越してくることが結構ありますので、もっと摂津市を売り出していきたいと思っております。これはまたシティプロモーションとも関わってくるの

で、市長公室にかかってくる話と思います。なぜかと言うと、今、大阪市内で働いていらっしゃる方が、どこで住居を構えるかを検討する際に、特に大阪府の南部地域の方になると奈良県の柏市を選ぶ方がふえてきているようです。理由としましては、柏市は天王寺まで車により20分ほど出られるし、JRや南大阪線もあって、結構利便性が高いようです。あと住居が中古ですと、1,500万円台で買えることもあって、選ばれる要因となっています。摂津市としましては、利便性と住んでいただくメリットを打ち出していただいて、多世代同居・近居をしっかりとやっていただきたいと思っております。これも強く要望とさせていただきます。

19番目、開発指導の省エネルギーについてです。

大阪府のパフレットによる啓発とのことで理解しました。ゼロカーボンシティをうたっている以上は、住宅の省エネルギー化は必須なので、積み重ねないとゼロカーボンシティに到底できません。やはりリフォームに関しても、ある一定の省エネルギー化については補助をつけていくような方向性に持っていかないと、ゼロカーボンシティの達成ができません。これはその省エネルギー化について、今後、補助対象等々あるのかなのか、お聞きしたいと思います。

20番目です。震災対策事業です。

ブロック塀に関してです。確認していらっしゃることは認識しました。ただやはりブロック塀とフェンスとの違いと言うと、フェンスは軽いけども中が見えてしまうデメリットがあるので、そういったことを気にする方もおられるかと思っております。しっかりとこのブロック塀があることによる

デメリットを丁寧に説明していただいて、粘り強く改修をやっていただきたいと思っております。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは市民税課に係ります質問番号1番、市たばこ税についての2回目のご質問にご答弁申し上げます。

吹田市と摂津市で、市税のうちたばこ税が占める割合の違いについて分析をしているかとのお問い合わせでございました。今分かるものとして、令和2年度の決算額ベースでしか分かりませんが、吹田市はやはり摂津市と違いまして、市税の税目が7税あります。入湯税、事業所税で税収があるというところで、その税収が全体の約1.6%を占めている状況です。そちらとたばこ税を合わせますと、約4%程度を占められております。やはり税目の数の違いというところで、その中でたばこ税が占める割合というのも違ってきているところであろうかと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 南池課長。

○南池納税課長 それでは、塚本委員の2回目のご質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス第7波の影響による今後の不納欠損額が増加するのではないかとのお問い合わせだったかと思っております。不納欠損額について、全体の推移を過去10年で見ますと、滞納繰越額自体も年々縮減している中で、それに伴って不納欠損額も年々減少しております。具体的に10年前の平成23年度頃は約8,000万円前後で推移していたものが、近年は2,000万円前後で推移しております。

新型コロナウイルスの影響ということ

で、令和2年度に、まず大きな影響があつて、特例猶予で納期限を1年延ばす制度ができました。それについても、1年後ほとんどの方がご納付いただいております、こちらで想定したよりは、徴収率等には影響がなかったところでございます。納付相談受けている中で、やはり第7波、これまで蓄積してきた新型コロナウイルスの影響は、日々感じているところでございますので、今後、不納欠損額が増加していかないように、しっかりと対策していきたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号3番の将来負担比率に関してであります。委員のお話にありました臨時財政対策債に関しましてのシミュレーションは行っておりません。ただ、今、将来負担比率はゼロ%以下でありますことから、公表値についてはバー表示になっております。本市の将来負担比率、令和3年度はマイナス90.4%になっております。将来負担比率の早期健全化基準につきましては、本市の場合は350.0%でございます。この数値がゼロ%を超える、つまりプラスに転じるのがどのぐらいかとの試算は行っております。市債がどれぐらいになるとプラスに転じるかですけれども、こちらについては、基金残高等によって影響が出てきます。仮に基金残高等が現状であるとした場合には、市債の残高が約350億円になると、将来負担比率はプラスに転じると試算をしております。現在の市債の残高が約200億円であります、350億円超えると将来負担比率はプラスに転じます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、9番目のお

問いの2回目にお答えいたします。

公共交通在り方検討会、令和3年度におきましては準備段階でございます。今年度のスタートアップに向け、準備段階におきましては、公共交通の課題の洗い出し、それと検討会のスケジュールにつきまして、学識経験者の方と意見交換を行いまして、検討会の進め方について準備を進めてまいったところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、ホーム柵設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

ホーム柵設置につきましては、その設置順は各事業者の決定によるところでございます、それに対して補助をすることで、一定促進されるものと考えております。ただ、これまで国において、1日当たりの利用者が10万人以上を優先して整備するとの考え方を示している中で、JRについてもそのように整備を進められており、阪急においても乗降客数順を参考に整備を進められてきたかと思えます。阪急については、まだ十三駅と三宮駅でしかついでない状況でございます。

ただ、そのような中、国が令和3年12月に、利用者に広く負担をしていただいて、そういったバリアフリー化を進めていくことで、鉄道駅バリアフリー料金制度というものを創設しました。そこで、JR西日本はその制度を活用しまして、2032年度までに京阪神地区の211駅に可動式または昇降式のホーム柵、あるいはセンサーにより利用者の転落を検知し、速やかに列車を止めるシステムでありますホーム安全スクリーン、この整備を進めることを公表されております。

また、2022年度から先行して整備するエリアも示しておりまして、このエリアには千里丘駅も含まれております。ホーム柵については、整備エリアのうち乗降10万人以上及び転落の実績が多い駅を優先して設置するとのことです。千里丘駅では、2025年度までにホーム安全スクリーンを設置すると聞いてはおりますが、ホーム柵の設置につきましては未定とのことでございます。

阪急電鉄につきましても、同様に制度を活用いたしまして、全ての駅にホーム柵を設置することを公表されております。整備時期は今後、乗降客数や過去の事故件数を踏まえて順位づけていくとのことでございます。阪急で言いますと、86駅ほどある中で、正雀駅及び摂津市駅は50番台、60番台と低い位置にありますので、なかなか直ちに設置されることにはならないかもしれませんが、機会を捉えて要望といったことはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草部参事。

○江草建設部参事 19番目の省エネルギー化についての補助を実施する予定があるかどうかの問いについて、お答えさせていただきます。

この補助につきましては、行うか行わないかはお答えすることはできない状況であります。省エネにつきましては、今後、発生する新築や建て替え時については、省エネを考慮した設計が必須となっておりますので、この積み重ねによりまして、市全体についての省エネ率については上昇していくものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

1番目、吹田市と摂津市では、7税と5税で構成が違うので、たばこ税が占める割合も違うとのこと。2021年の総務省の公表データで、摂津市の世帯別平均年収が327万円に対して摂津市内での300万円未満の世帯の割合が35%。吹田市は、世帯別平均年収が439万円、300万円未満のパーセンテージが33%となっています。なおかつ、これとリンクするようなデータがありまして、これは2020年の厚生労働省のデータで、世帯年収が600万円以上の世帯においては、喫煙率が27.3%、年収が400万円以上600万円未満に関しては、29.4%、200万円未満の世帯に関しては、34.3%となっています。たばこ税はこうして見てみると、一定の税率でありながら、なおかつ年収が低いほど喫煙率が高くて、税金を多く払っている、いわゆる逆累進性のある課税になってしまっています。ということは、摂津市内でのたばこ税の在り方としては、どうしていくべきかという方向性を考えると、やはり担税力のある世帯をしっかりと引き入れて、世帯の年収、世帯別年収を引き上げていくことによって、たばこ税の割合を減らしていくような方策を練っていく必要があるのではないかと思います。これもオール摂津で取り組んでいただきたいテーマであると考えています。摂津市民の収入を上げる手だてというものをどうやっていくかを考えていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

2番目です。第7波によって、非常に個人の方に影響が出てしまっていると言われております。ただ、やはり市としては、収納するのが義務である一方、その方が本

当に困窮されたときに手を差し伸べてあげられるような市役所であってほしいと私は願っていますので、そこはしっかりと守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。これも要望とさせていただきます。

3番目です。先ほど、ある程度の数字をお聞かせいただきました。やはりこういうときに私がいつも決算書とか見て思うのは、財務諸表にしてほしいと思ひまして、賃借対照表とかキャッシュフロー計算書などがないため、非常に見づらくしている一因だと思います。やっぺらっしやる団体もあって、山梨県は賃借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作って公表されています。

その財務諸表の有無について、まずお答えいただけたらと思います。

続いて、9番目、公共交通在り方検討会については、もう本当に気になる点がございまして、随時またご相談させていただけたらと思います。要望とさせていただきます。

ホーム柵の設置についてです。千里丘駅も入ってくるということで、いつになるかわからないですが、今後、過去のような悲劇が二度と起こらないようにと思っています。それと、阪急摂津市駅は駅舎の建て替えもありますので、その際にはぜひ導入できるように働きかけをお願いしたいと思います。要望とさせていただきます。

19番目です。住宅の省エネルギー化について、一番やっぺらきついののは、隙間風の入るようなぼろ屋が一番きついと思います。何とか隙間テープを貼る程度でもいいので、何か補助ができないかと思うのですが、そういったところ、ぜひ検討していただけるように要望とさせていただきます。

す。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号3番の財務諸表についてでございます。地方公会計制度におけます財務諸表といたしましては、決算年度の翌年度末までに作成し更新を完了するように、国より通知もでございます。本市におきましては、現在、令和2年度分までの作成は完了しております、この財務諸表につきましては、ホームページに掲載をさせていただいております。ホームページへ掲載することにより周知を図っている状況で、現在、令和2年度分までをホームページに掲載している状況であります。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

令和2年度分については、またホームページで見させていただきますので、令和3年度分を作り次第、見せていただければ幸いです。要望とさせていただきます。

以上になります。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 私からは、この総務部と建設部の所管で21問、質問させていただきます。

決算概要からです。ページ数を追って、質問させていただきますので、よろしくお願いします。

決算概要44ページでございます。総務課、庁内印刷事業についてです。315万7,000円、執行率が99.1%の執行率になっております。DX化を叫ばれてい

る中で、庁内のパソコンの更新も控えているところがございます。議会内でタブレットの導入が今年検討され、全庁的な体制が整っていないとのことで見送りになりました。令和3年度の考え方で結構ですので、方向性をお教えいただけたらと思います。

続きまして、48ページ、資産活用課になります。市立集会所管理事業についてです。修繕料に関して、執行率が低くなっております。こちらの内容についてお教えください。

続きまして、3番目です。庁舎管理事業についてです。光熱水費が計上されております。電気代や水道代の内訳について、もしお分かりであればお教えください。

続きまして、4番目、庁舎設備総合管理委託料についてです。こちらの内容をお教えいただきたいです。

続きまして、5番目、50ページです。車両管理事業についてです。会計年度任用職員報酬についてお教えいただきたいと思っております。

続きまして、6番目になります。54ページ、防災危機管理課になります。犯罪被害者等支援事業について、運営状況について、まず1回目お教えください。

続きまして、7番目、その下の防犯カメラ設置事業についてです。防犯カメラのリース料が計上されております。増設の依頼等が多くあると思っております。令和3年度の増設依頼数と設置実績についてお教えいただきたいと思っております。

続きまして、8番目、60ページです。基金積立事業の中の財政調整基金についてです。中期財政見通しを、毎年10月頃に出されております。令和3年度を踏まえての分析について、一度お教えいただけたらと思います。

続きまして、9番目、公共施設整備基金積立金です。こちらの執行率が例年に比べてかなり低く、80.1%となっております。内容についてお教えいただきたいと思っております。

続きまして、10番目、減債基金についてです。こちら先ほど塚本委員から質問もありました。減債基金を土地開発基金に積み替えしておりますので、かなり減額された状況になっております。将来的な見直しを含めて、令和3年度かなり積立金も少ないようですが、それも踏まえて状況的にどうなのか、お教えいただきたいと思っております。

続きまして、118ページになります。道路交通課になります。11番目が道路交通課の道路反射鏡設置事業についてです。執行率99.9%となっております。要望に対しての設置実績を教えてください。

続きまして、120ページ、道路管理課になります。都市再生地籍調査事業についてです。1回目、内容についてお教えください。

続きまして、13番目、市内環境維持事業についてです。河川環境、道路環境の整備について、1回目に内容をお教えください。また、年に何回清掃作業されているのか、お教えください。

続きまして、14番目、122ページ、道路交通課になります。交通バリアフリー整備事業についてです。令和3年度の実績についてお教えください。

続きまして、15番目、そのすぐ下、未就学児移動経路対策事業についてです。こちらの実績についてお教えください。

続きまして、16番目、千里丘東54号線道路改良事業についてです。こちら一度内容についてお教えください。

続きまして、17番目、126ページになります。特定空家対策事務事業についてです。これも塚本委員から質問もありました。執行率がかなり低いです。事務費用しか執行していない状況となっております。一度、内容についてお教えてください。

続きまして、18番目、126ページです。多世代同居・近居支援事業についてです。これも先ほども質問がありました。執行率が、99.8%となっております。内容についてお教えてください。

続きまして、19番目です。128ページ、水みどり課になります。花壇等の維持管理充実事業についてです。市の花壇は、民間に委託している部分と市で運営している部分あると思います。どれぐらいの割合で運用されているのか、1回目でお教えてください。

続きまして、一番下の公園維持管理事業についてです。ちびっこ広場等は自治会に運営等をお任せされている部分が多いと思います。令和3年度の実績について、一度説明も踏まえてお教えてください。

最後、110ページに戻ります。水みどり課の農業水路管理事業についてです。水路台帳作成業務委託料がありますが、その内容と進捗状況も併せてお教えてください。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、決算概要44ページ、庁内印刷事業についてでございます。

庁内印刷での印刷物は、大きく2種類ございます。一つは、庁内向けの文書、庁内で利用する文書でございます。もう一つは、市民、事業者へ配布する文書でございます。

庁内向けの通知文書や、庁内の会議資料などにつきまして、以前は庁内印刷で印刷

を行っておりました。現在は電子メールでの送信や、庁内LANでのファイルの共有でありますとか、一定浸透はしております。十分ではございませんけれども、一定ペーパーレス化が進んでいる状況でございます。

一方、市民などへ配布する文書につきましては、まだまだ庁内印刷が多いような状況でございます。特に近年、コロナ対応で、様々な印刷物を発送しております。給付金でありますとか、ワクチン接種の制度説明資料です。そういったものの印刷がございまして、例年よりも、かなり最近は印刷がふえている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 森崎課長。

○森崎資産活用課長 それでは質問番号2番、決算概要48ページ、市立集会所管理事業の修繕料に関するご質問にご答弁申し上げます。

これにつきましては、修繕件数41件でございます。主に集会所の外構の補修、床の張り替え、照明器具のLED化等に充てられております。

なお、執行率が低いとのご指摘ございました。令和3年度におきましては、2回の非常事態宣言があったこともあり、集会所の利用を禁止している期間がございましたので、そういった影響もあり、執行率が低くなったものと推測しております。

続きまして質問番号3番、決算概要48ページ、庁舎管理事業における光熱水費についてでございます。

内訳でございます。ガス代が91万4,767円、電気代が2,639万2,668円、水道代が592万7,721円となっております。

なお、平成30年度から実施しておりま

すESCO事業におきましては、引き続き目標を達成して、省エネに努めているところでございます。

続きまして質問番号4番、庁舎管理事業について全体的なご質問であったかと思えます。

庁舎管理事業につきましては、庁舎及び設備等に係る維持管理や行政サービスにおける通信運搬費、先ほどご質問がありました光熱水費、各種設備の法定点検、清掃委託等に充てるものでございます。経常的な経費として割合を多く占めているのが、やはり光熱水費であったり、清掃管理委託料となっているところでございます。

続きまして質問番号5番、決算概要50ページ、車両管理事業における会計年度任用職員報酬についてのご質問でございます。

車両管理事業における当該報酬は、市長部局で所管する公用車の日常的な整備、点検及び車検業務等の手配、確認作業等を行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私から犯罪被害者等支援事業の運営状況についてのお問いに対してご答弁申し上げます。

犯罪被害者等支援事業につきましては、平成20年3月に条例制定し、同年7月1日から見舞金の支給や家賃の補助などの支援制度を開始しております。

窓口の相談件数におきましては、令和3年度が11件で、過去10年間の動きにつきましては、平成30年度の20件をピークに、10件程度で推移しております。

また、相談者への聞き取りにつきましては、犯罪被害者支援員で警察のOBが、1名ついていただいて、あと職員1名とで対

応しており、外部へ会話が漏れにくいよう市役所の会議室で相談を受けております。

次に、7番目の防犯カメラについてのご質問でございます。令和3年度の増設依頼と設置数でございました。令和3年度の防犯カメラの設置につきましては、摂津警察署からの新規設置の要望は35台ありました。要望理由などを再度、摂津警察の担当の方からお聞きしまして、それを精査した結果、20台を設置している状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは質問番号8番の財政調整基金に関連しまして、中期財政見通しの令和3年度の分析というご質問でございます。中期財政見通しに関しましては、これまでも精度が低い、信頼性に欠けると、たくさんのご指摘をいただいております。

作成に当たりましては、これまでは財政運営が持続的に、また安全に安定的に行われることを意識しておりましたことから、歳入に関しましては、景気の下振れなどによりまして、実際の歳入額が見込額を下回ることがないように、厳しめに見込んでおりました。

また、歳出に関しましては、安全な金額を見込むためにも、過去の状況を参考にしながら、伸び率を少し高めに設定をしておりました。

このことから、実態よりも厳しい見込みを立てていたことにより、実態との乖離が発生しておりました。今回お示しさせていただいております中期財政見通しでは、より精度を高めるために算出時の見直しを行いまして、作成をさせていただいております。

この中期財政見通しにつきましては、このままの状況で何も対応策を講じない場合の見込みであります。対策を講じない場合、基金に関しましては、令和10年度に枯渇すると見込んでおります。

次に、質問番号9番の公共施設整備基金積立金の執行率が低いというご質問でございます。公共施設整備基金積立金におけます当初予算の計上額といたしましては、基金利子相当額に10万円を上乗せする形で、金額を計上しております。

この予算書の提案時以降に、公共施設整備基金に積み立てを行って、元金がふえる可能性もございます。

元金が増額になりましたら、基金利子相当額も増額となりますことから、例年10万円を上乗せして予算を計上させていただいております。

令和3年度は利子分の増がありましたけれども、それほど元金に変更はございませんでしたことから、残額が10万円ほどになりました。決算額が約40万円ですので、結果として執行率が80.1%になったものでございます。

次に、質問番号10番の減債基金の積み替えで減額をしており、状況はどうかというところでございます。令和2年度末での基金残高といたしましては、財政調整基金が約61億円、減債基金が約31億円、公共施設整備基金が約49億円ございました。

公共施設整備基金の活用先につきましては今後、公共施設の建て替えでありましたり、老朽化に対応した修繕など、予定されている多くの案件がございますことから、それらに有効に活用してまいりたいと考えております。

財政調整基金につきましては、年度間の

財政調整の役割がございます。

一方、減債基金に関しましては、当面、繰上償還などの予定はないことから、この減債基金の残高を活用させていただいたものであります。

この減債基金から土地開発基金へ積み替えることによりまして、千里丘駅の西地区再開発事業における補償費の一部を土地開発基金から地権者に支払う。そのことにより財政調整基金が枯渇しないように取り組むために執行させていただいたものであります。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、11番目のお問いに対して答弁申し上げます。

道路反射鏡設置事業の中で市民要望、それと、その実績とのお問いであったかと思っております。

道路反射鏡設置事業と申しますのが、摂津市の市道、道路と道路の交差部分で見通しの悪い箇所であったり、道路自体がカーブで屈曲し、少し見通しが図りづらい、そういった場所にカーブミラー、つまり道路反射鏡を設置させていただいているものでございます。

要望に関しましては、その多くは市民からの要望でございます。令和3年度で25件の内容でございます。

その要望があった場合には、速やかに現地に職員が出向きまして、道路反射鏡設置基準という内規に基づいた形で必要と判断された内容について、新たに設置を行っているものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、質問番号12番の地籍調査事業に関するご質問にお答えさせていただきます。

一般的に地籍調査事業は一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、その境界及び地籍を測量し、地籍図及び地籍簿を作成するものでございます。都市部では土地が細分化されており、権利関係も複雑な場合が多いことから、地籍調査の実施においては境界の確認等に多くの時間が必要であることが課題となっております。

しかしながら、地震や水害など大規模な災害が発生した際には、道路などライフラインの早期復旧が特に重要であり、世界測地系の座標で管理できるなど、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地区を整備していくことが必要であります。まずは街区ごとに、道路など公用地と市有地との境界を先行して明確化するため本事業を実施し、先ほどご説明させていただきました資料の作成を行うものでございます。

続きまして、13番目の市内環境維持事業に関するご質問にお答えさせていただきます。

本事業は、市民生活の快適な環境整備を目的に、国土交通省及び大阪府管理河川区域における市管理道路をはじめ、河川の護岸及び堤防部の除草並びに清掃を実施するものであり、本事業の中においては合計4件の委託業務を発注しております。

この4件の委託業務のうち3件の委託では、安威川や大正川、境川、山田川など大阪府管理河川の除草をそれぞれ年1回から2回実施するものであり、さらに、このうち1件は大阪府より委託を受け、実施しているものでございます。また、残り1件は、一津屋地区から鳥飼上地区までの淀川堤防敷小段部を南別府鳥飼上線ほか3路線の認定道路として河川の占用許可を

受けておりますことから、その許可条件である道路から1メートルの範囲を基本に、除草清掃を年4回実施しているものでございます。

主な除草作業は、肩掛け式による機械による清掃であったり、草刈り車による除草、あと除草時に確認されるごみの回収なども実施しております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは14番目の交通バリアフリー整備事業に対するお問い合わせでございます。

令和3年度の実績につきましては、新在家鳥飼上線、ちょうど鳥飼上4丁目、5丁目の地内で、4か所の切り下げ工事でございます。

この交通バリアフリーの目的自体は、道路の交差点箇所におきまして車道と歩道の段差について、横断していただくに当たりまして、その段差を解消する目的で工事を行っております。

続きまして、15番目の未就学児移動経路対策事業につきまして、令和3年度の整備箇所でございます。

こちらについても、目的といたしましては、滋賀県大津市で未就学児の方が通学路等で、事故にあったことを受けまして、この事業をさせていただくものでございます。歩道のたまりにおきまして、車止めであったりだとか、車両の衝突事故を抑止するような対策であったり、道路の外側線で車道の明確な位置づけであったりだとか、歩車分離がされていない道路についてはグリーンベルト舗装など、歩行者の歩く場所を明示するような箇所で、未就学児の通行の安全を図っておるところでございます。

令和3年度につきましては、千里丘東2丁目、庄屋2丁目、鳥飼西2丁目、鳥飼下3丁目、それぞれにおいて対策を行っております。

最後に16番目、千里丘東54号線の道路改良事業でございます。

こちらの内容につきましては、JR東海道本線の地下道でございます竹の鼻ガード、千里丘東5丁目付近になってまいります。それに接続いたします市道千里丘東54号線の部分での道路改良でございます。

現状は、道路幅員が5メートル程度ということで、歩車分離がなされていない狭小な道路でございますので、こちらの通過交通の安全性確保で、このたび令和3年度に、その交差点近傍の土地を本市が購入いたしまして、現在仮設歩道とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草部参事。

○江草建設部参事 それでは、17番目の空家対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

空家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、適切な管理が行われておらない家屋等が防災や景観などの市民生活に影響を及ぼす、これを防ぐことを目的としておる事業でございます。

ここで言う空家等とは、常態的に使用されていない建築物等を言いまして、これらの建物の所有者に対しまして、建物の状況の情報提供や助言等を行って、適切に管理していただくよう援助をしていく事業となっております。

この情報提供や助言によりまして、その管理状況が改善されないことになりますと、そのまま放置しておけば倒壊等、危険

な状態になってしまいます。そのような建物に対しましては、特定空家等に認定しまして、引き続き助言、指導等を行い、家屋等の対策を行っていく事業となっております。

続きまして、18番目の多世代同居・近居支援事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、親世代と子世代、これが同居・近居する場合に対する補助でございます。この補助内容につきましては住宅取得、住宅のリフォーム、転居の費用がございまして、申請件数を想定した中で予算の要求をしておるところでございます。

それぞれの補助につきましては、上限額及び補助率がそれぞれ設定されております。令和3年度につきましては、全て上限の対象となるものでありまして、申請の内容が結果的に予算と同額となったものでございます。

以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは19番目のご質問、市の管理花壇と民間の管理花壇の割合についてお答えいたします。

令和3年度では、市内に64か所あります花壇やプランターのうち、市が直営で管理する花壇は15か所、自治会や市民団体などが主体となって管理していただいている花壇は49か所となっております。割合としましては、パーセンテージで、市が約23%、団体が約77%となっております。

続きまして20番目のご質問、ちびっこ広場の令和3年度の実績についてお答えいたします。

令和3年度では、市内にちびっこ広場は

97か所あり、そのうち83か所のちびっこ広場において、自治会など57団体で、摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づき維持管理を行っていただいております。残りの14か所につきましては、市で維持管理を行っております。

維持管理の内容といたしましては、同要綱に定めております広場の清掃や除草、その他環境整備作業となっており、作業の回数は、各団体で決めていただいております。

補助金につきましては、交付金の申請があった団体に対しまして、交付基準により算出した金額を補助しております。

続きまして21番目のご質問、水路台帳作成業務の内容と進捗についてお答えいたします。

まず内容でございます。現在使用しております水路網図や水路台帳は、昭和59年に作成されたものであり、それ以降、市内では市街化が進む中で田畑は減少し、機能として不要となった水路もふえております。また、工事や開発行為などによる水路の付け替えや改修、道路や歩道の一部として利用するため水路に蓋を設置するなど、現地の状況や役割も大きく変化しております。

このようなことから今後の水路の機能や構造を含めた水路の在り方などについて検討していくことが重要な課題と考えております。令和2年度から令和4年度までの3年間におきまして、本委託により最新の水路網図、台帳に更新するための作業を鋭意進めているところでございます。

令和3年度の実績では、令和2年度で既往資料の収集・整理及び検証から作成いたしました基礎図を基に、現地調査及び測量を行っております。

現地調査対象延長89キロに対し、令和

3年度で72キロの約8割が調査済みとなっており、残り2割の現地調査につきましては、令和4年度で引き続き行っております。

以上です。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

一つ目の庁内印刷事業についてです。

コロナ禍もありまして書類の作成、書類が多くなったことは理解できます。これからペーパーレス化と言われている中、来年度もまたパソコンの更新も控えている中で、やはり少しずつ解消していくべきと思っております。今後、より実践的に進めていただくよう、これは要望としておきます。

続きまして2番目です。

コロナ禍もありまして、修繕料の執行率が低かったとの答弁だったと思います。

そこで、教えていただきたいのが、摂津市公共施設等総合管理計画の中で集会所等の補修計画が入っております。2020年からほとんどのものが検討を始めるとのことです。

例えば、築年数が50年以上経過している集会所等の立て直しについては、現状、記載がありません。このことについて、令和3年度の実績の中で結構ですので、どのように考えていらっしゃるのか、お教えいただきたいと思っております。

続きまして3番目、光熱水費の内訳についてです。

ガスが約91万円、電気が約2,639万円、水道が約592万円とのことでした。他市におきましては、この電気について、電力自由化等もありまして、入札している市が多くあります。本市に関しても約10年前に検討されたと聞いております。

災害時等の安全性を加味して、そういうのは入札にできなかったと聞いております。10年近くたちまして、まだ入札をしている市は多くあるわけです。

本市として、そういうことを考えているのかどうか、お教えいただけたらと思います。

続きまして4番目、庁舎総合整備管理委託料についてです。

本庁の点検作業なども、これは整備されているとのことです。先ほどの集会所にも絡む中で、摂津市の本館は築年数が50年以上経過しております。本館も2020年から検討を開始されていると公共施設等総合管理計画の中には書いております。これについても、現状の状況をお教えください。

続きまして5番目、車両点検業務についてです。

少しずれるかもしれませんが、今年、上下水道部で車検切れとなっているものがありました。担当職員がその確認を失念しており、車検切れが起こったとのことです。例えば、上下水道部から業務委託して、一括管理する方法も一つあるのではないかと思います。今後、そういう要請があれば、やっていくことは可能なのかについて、お教えいただけたらと思います。

続きまして6番目です。防災危機管理課の中の犯罪被害者等支援事業についてです。

これ大阪市と摂津市が、この大阪府下においては先進事例として取り入れられております。大阪府下でも、これを条例化しようという流れがある中で、本市は一步先を行っているとお認識しております。

運用の仕方について、例えば、職員一人と警察OBの方の二人体制をされている

とのことでした。話す側もしんどいとは思いますが、聞く側もなかなか心づもりの要る話じゃないかと思っております。必要項目からチェックしてもらって、最初は書類だけ出していただくとか、女性は女性の方が対応するなど、そういったところの検討はされたりしているのかどうか。人員の配置の厳しさはあるとは思いますが、その辺のところをお教えいただきたいと思っております。

続きまして7番目、防犯カメラ設置事業についてです。

警察からは35台の設置要望があったが、20台の設置にとどまったとのことでした。私が聞いたかったのは、例えば自治会からとかも要望があったと思います。地域からの要望も合わせたらどれぐらいあったのか、一度お教えいただきたいと思えます。

それと、一度設置するとリース料がかかってくると思います。そのランニングコストは、決算で約605万円となっております。そのランニングコストが、内訳でどれだけかかっているのか、お教えいただきたいと思えます。

続きまして8番目、60ページ、財政調整基金積立金に関してです。

中期財政見通しについて、かなり厳しめとおっしゃられております。確かに、なかなか厳しめにつくっていることは私も理解できます。一方で、先ほどからあります庁舎建て直しの施設の更新費用であるとか、下水道の更新費用、下水道と上水道を合わせて20億円以上、一般会計から入っております。

そういったところがこの中期財政見通しには入っていない中で、そういうところも注視していただかないといけな

いと思っております。

だからこそ、しっかりと計画をつくっていただくよう、こちら要望にとどめておきます。

続きまして9番目、公共施設整備基金積立金に関してです。

利子とのことでご説明いただきました。今までの分を見ていくと95%ぐらいの中、20%近く差異があります。積立金がそもそも少なかったのかどうか、お教えいただきたいと思えます。

10番目、減債基金の分です。

先ほど塚本委員の質問でもありましたが、臨時財政対策債の分に関しては、後々のことを考えて借りられているとのことでした。こちら減債基金だと思いますから、土地開発の部分でしっかり使わないといけないのは私たちも補正のときに賛成していることもあり理解はしております。しっかりとこれから未来に向けて、ためていっていただきたいと思えます。京都市みたいに、積立金を全部切り崩して、一般会計に回すような、そういった事態にだけはならないように、しっかりと計画性を持っていっていただきたいと思えます。これも要望で終わります。

続きまして11番目、道路交通課、道路反射鏡設置事業についてです。

25件の要望があったとのことでした。設置実績については、もう一度教えてください。

続きまして12番目、都市再生地籍調査事業について、内容のご説明をいただきました。道路との境界、民間との境界を調査しているとの内容です。現状、大体どれぐらい調査するところが残っていて、令和3年度と過去の比較で結構ですので、現状何%処理していただいているのか、それに

ついて説明お願いいたします。

続きまして13番目です。市内環境維持事業について、河川の分で、府から委託を受けて、市が掃除しているとのこと。ただ、府の委託の部分で足りていないところは市が負担して、やられているとのことでした。

これは特に夏場においてはいちごっこでございまして、我々議員もよく要望を受ける中で、切れども切れども生えてくる。すぐ生えてくる中で、なかなか頭を悩ます部分だと思います。府は、あまり予算もくれない中で、なかなかしんどい部分は重々理解しております。清掃の仕方に関して、例えば道路は、隙間に生えている雑草だとかでありますと、先進事例では、熱湯処理の方法が出てきております。熱湯をかけて根から腐らすので、なかなか生えてこないという方法です。従来のただ手で切るような手法、機械を使つての手法以外の先進的な手法は検討などされているのかどうか、お教えいただきたいと思えます。

続きまして14番目です。道路交通課の交通バリアフリーに関してです。段差の解消などをやられたとのこと。これも、どれだけの部分をやらないといけないと思っているのか。そして、どれだけの実績として、今のところ終わっているのか、もし分かればお教えいただきたいと思えます。

続きまして15番目、未就学児移動経路対策事業についてです。こちら痛ましい事件があった中で、歩道のたまりにおいて、市としても対策をされているとのこと。やり方については理解いたしました。実績について、こちらもお教えいただきたいと思えます。

続きまして16番目、千里丘東54号線

の部分に関して、歩道を広げたという説明をいただきました。言われている部分は、かなり歩道も狭くて危なく、そして近年、交通量がふえているように見受けられます。

その中で、道路が細いためにゆっくり走ることによって、途中で赤信号になってしまい、トンネルの中で立ち往生してしまう車が多く見受けられます。

そういうこともあるので、この道路幅を広げるべきと感じています。警察との協議もずっとされているとは聞いております。現状の見解について、お教えいただきたいと思います。

そして17番目、特定空家対策事務事業についてです。

これは、なかなか難しい作業で、一般質問でも、他の議員から質問をされております。空き家について、もう所有者が変わっていて、なかなか追いかけれないということは、理解できます。

ただ、その中で私も相談を受けたことがありますのは、台風でいろんなものが飛んできたりとか、近隣の住民の方に被害が及ぶということ、それ以外の部分に関しても多くあると思います。なかなか難しいことではあります。対策ということではなかなか動きが取れていないのがこの執行率から見取れます。何か対策を考えていらっしゃるのか、2回目お教えいただきたいと思います。

続きまして18番目です。多世代同居・近居支援事業についてです。

執行率が100%近くになっており、予算として足らなかったのではないかとというのが私の意図する質問でした。

補正予算を組んでいて100%近いのであれば理解できます。補正予算を組んでい

ないのに100%近いということは、待ってもらった方がいるんじゃないかと思っています。その辺について2回目、もう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

続きまして19番目、水みどり課の部分になります。

花壇等の維持管理充実事業についてです。市と民間の割合が、市が約23%、民間が約77%と答弁いただきました。ほとんどの部分が、民間の方に頼っている状況になっていると思います。少子高齢化社会の中で、民間の人から手放したいという意見も聴くようになってきました。そういう意見が、実際のところふえているのかどうか。令和3年度の実績で結構ですので、そういう話があったのかどうか教えてください。また、例えば、市が全部いつか請け負わないといけない状況が来るかもしれない中で、そういうことはできるのかどうか。見通しに関しても、お教えいただけたらと思います。

続きまして20番目です。ちびっこ広場の自治会運営についてです。

97か所ある部分の83か所、大部分が自治会の運営に任せられているとのことでした。自治会の加入率はどんどん低下していく中で、ちびっこ広場の運営、清掃を自治会に任せていくのも、なかなか厳しいものがあるのではないかと、危惧しております。

それも先ほどの質問とかぶりますが、こういった相談は実際、令和3年度あったのかどうか、そういう話があったのかどうか、お教えいただきたいと思います。

続きまして21番目、最後の質問でございます。水路台帳作成業務委託料についてです。

昭和59年に作成したままで止まって

いたものが、この令和4年度にかけてしっかりと作成していくとのことでした。こちらに関しては、もう本当にやっていただきたいということだけです。

所有者が不明で、誰が管理していいのかが分からない水路が多くあります。水路と川と下水道については、全て三位一体となっていてやらないと、なかなか排水は追いつかないと聞いております。実際問題、話を聞いていますと、川の水路が止まる、水位が上がると農水路に逆流してくる中、本当に鳥飼地域、それで大丈夫なのか危惧しております。

水路は本当に、もめごとの多いところです。所有者がいない、誰か分からないというのは本当に不動産業界とかでもよくある話で、権利の投げ合いというか、本当にある中で大変厳しいとは思いますが、8割方は調査が進んでいっちゃるとのことで、こちらに関しては本当にありがたいと思っております。これも要望で終わりますが、しっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

2回目、以上です。

○三好義治委員長 森崎課長。

○森崎資産活用課長 それでは質問番号2番、市立集会所管理事業の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

委員がご指摘のとおり、市内に点在します49か所の集会所においては、その多くが建設から30年、あるいは40年以上経過しております。老朽化が進んでおりますが、施設点検時において必要なメンテナンスは随時行い、安全性を保つための維持管理には努めてきたところでございます。

ただ、利用者の安全面を第一に考えますと耐震工事、あるいは耐震改修が望ましいと考えます。多額の財源を要することや、

公共施設等総合管理計画でお示ししております施設再編の考え方に照らし合わせて今後、200平米以上の周辺公共施設が再編、あるいは集約化を検討される際に、該当する集会所につきましては地域のご意見、ご意向を踏まえながら、各集会所の方向性を見定めていきたいと考えております。

続きまして質問番号3番、庁舎管理事業の光熱水費に係る電力の自由化に関するご質問でございます。

委員がご指摘のとおり、10年ほど前の平成25年に庁内でも、この電力の自由化については議論がなされたものと聞き及んでおります。その際の判断材料として、やはり災害時における電力の復旧の部分が合ったとも聞いております。

電力の自由化につきましては、庁舎管理の部分からは範疇を大きく超えているようにも感じます。まずもって現在、市として防災危機管理の観点を強く打ち出しながら、各施策が展開されていることから、災害対策本部が設置される予定である本庁におきましても、災害時の電力復旧の担保は大きな要素であると認識しております。

その一方で、電力の自由化に踏み切り、そのメリット・デメリットを享受した自治体があることもまた事実でございます。資産活用課としましては、まずは、このESCO事業を基に、電力の削減・省エネを図りながら、令和9年度までの推進をしていきたいと考えております。

続きまして質問番号4番、庁舎管理事業における本館の考え方についてでございます。

委員がご指摘のとおり、法定耐用年数の50年を経過した本庁本館であるため、新

館や東別館との関係性を考慮し、先ほど申し上げましたE S C O事業の契約期限である令和9年度までに建て替え等を踏まえた方針を決定する必要があるものと認識しております。

続きまして質問番号5番、車両管理事業における上下水道部の件に係るご質問でございます。

市長部局における公用車は90台で、日常的な整備点検はもとより、車検及び定期点検の一覧を作成し、適正に管理はしております。

この一元管理についてでございます。本市においては、市長部局、消防本部、上下水道部の3部局に分かれて現在、車両管理を行っております。

一元化という考え方もございますが、市長部局においては、摂津市の公用車管理規定に基づき整備士、正確には整備管理者を配置しており、90台という台数を考慮すると、効率的かつ適正かと考えております。

消防本部におきましては、整備管理者は市長部局とも資格要件が異なることから、また特殊車両も多く保有していることから、市長部局と切り離して管理することが望ましいと考えております。

上下水道部におきましても、事業所としては、本庁とは位置づけが異なることもあり、管理上は、区分は分けるべきではないかと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私からは、6番目と7番目の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず6番目については、もう少し被害者支援の申込み時に、プライバシーのことを考えて対応できないかとのお問い合わせであっ

たかと思えます。

確かに、おっしゃられているとおり、被害状況報告書を提出いただく。提出書類の中身につきましては、警察署の受理の番号を必ずつけていただくルールになっております。なおかつ被害を受けたときの状況を確認し、記載内容をお聞きするという流れになっております。

ただ、それについては先ほど申し上げましたように、個室、会議室の中でするため、人の目に触れないよう、職員と専門員が対応させてもらっている関係から、プライバシーは、ある程度図られておると考えております。

ただ、やはり市役所は目立つところでありますので、被害者本人から別の場所で対応していただけないかとのご希望がございましたら、場所は言えませんが、そういう対応もさせてもらっているところでございます。

対応につきましては、担当は現在、女性の職員1名と専門員1名とで対応させていただいております。女性の被害者の方がご希望であれば、それは男性、女性にかかわらず、対応させていただいております。

次に、7番目になります。

これについては、自治会からのご要望とのことでございます。確かに直接我々が自治会からお聞きするケースもございますが、基本的には警察に要望を出しに行かれる状況でございまして、はっきりとした件数は、現在つかめていない状況でございます。

それからランニングコストになりますけれども、これについてはリースの契約が全体で130台でございます。契約はそれぞれ二つに分かれてありまして、30台の契

約と100台の契約に分かれています。

この30台の契約の1か月当たりの単価が、6,606円でございます。また100台の契約が6,129円でございます。今後の物価の変動等を加味しないで考えますと、そんなに顕著な差はないと思います。ですので、1台あたり大体6,000円程度ぐらいで推移するものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号9番の公共施設整備基金の利子がどれぐらいだったのかとのお問い合わせでございます。公共施設整備基金につきましては、1年間の定期預金にて金融機関に預け入れをしております。そのことから利率につきましては、預け入れ時期により変動がございます。

利子の金額といたしましては、令和元年度が214万9,006円、令和2年度が77万8,938円、令和3年度が40万4,337円であります。

令和3年度当初予算で、予算として見込んだ利子の見込みとしましては同額、40万4,337円で、決算額も同額の40万4,337円でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、11番目の2回目のお問いにお答えいたします。

道路反射鏡設置工事の部分で、新設の箇所数でございます。こちらは、事務報告書272ページに記載させていただいております2か所ございまして、場所は東別府5丁目、鳥飼本町5丁目の2か所でございます。

なお、先ほど申し上げた市民要望につきましては、個人宅地からとか駐車場から公

道に出られるとの要望も多数ございます。そういう中で設置基準に見合っ、設置可能な場所で設置をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、12番目の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

現状の進捗率と過去の進捗率の比較でありました。これまで本市では平成18年より地籍調査に関する事業を進めており、近年では正雀本町や学園町、鳥飼野々といった地域の一部で調査を実施しております。

令和3年度では、令和2年度に引き続き新在家2丁目の一部地域0.023平方キロメートルを対象に、調査を実施いたしました。

本事業の令和3年度末時点での進捗率は8%で、平成29年度末時点から直近で、いいますと、平成29年度末時点から2%ほど進捗しております。大阪府域の進捗率10%と比較しても、おおむね平均的なものでございます。

続きまして13番目、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

市内環境維持事業において先進事例を参考にする考えはあるかとのお問い合わせだと思います。道路に関する除草は、先ほども答弁させていただきました4件の委託以外にもいろいろと行っておりまして、土木維持作業における土木維持作業業務委託においても定期的に除草を実施しております。

この中で除草時期につきましては、これまでの実績を参考にパトロール等、雑草の繁茂状況を確認しながら定期的に実施しておるところでございます。

本委託での実際の作業につきましては、肩掛け式の草刈りや手刈り作業などで行っております。委員がご指摘のとおり、何度も短期間に繰り返し除草が必要な場所も多々ありますので、そういった場所については防草シートであったり、防草テープ、あと真砂土を乾燥し、固化材と混合した自然土の防草材といった材料を活用するなど、現在の委託の中においても除草の範囲と回数を減らせるよう様々な方法を検討し、実施しておるところでございます。

近年では、雑草の特性や性質を利用した繁茂抑制技術など、新たな手法も登場していると聞いておりますので、委員からありました方法も含め、今後も従来の除草方法に捉われず、様々な除草方法を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、14番目の2回目のお問いに対してお答えいたします。

交通バリアフリーの需要と実績でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、交差点箇所歩道横断部と車道との段差解消でございます。全体1,034か所のうち、令和3年度におきまして815か所で、率にいたしますと78.8%の整備状況になっております。

続きまして、15番目の未就学児の移動経路対策の部分についての実績のお問いであったかと思っております。令和3年度の工事の内容につきましては、事務報告書274ページに記載のとおりでございます。区画線工(カラー舗装含む)とさせていただいておまして、あと車止めを6本、設置をさせていただいているところでございます。

続きまして16番でございます。千里丘東54号線、竹の鼻ガードについての現状の認識とのお問いであったかと思っております。

こちらにつきましては、かなり竹の鼻ガード自身が片側で、信号制御によりまして交互に通行する形になっております。ですので、青信号の状態、かなり低速で進入されると、委員がご指摘のとおり、対側の信号で車が滞留してしまうようなトラブルについて、我々も警察署からお聞きいたしております。

この現状の中でどういような改善ができるかということにつきましては、なかなか物理的には非常に難しいところでございます。今後そういう進入される不慣れな方については特に、非常に狭くて暗い空間で走行されるため、不安な気持ちで進入されるケースもあろうかと思っております。そのため、事前に入出口のところに啓発看板の設置など、そういうような対策についてまた警察署と連携、協力しながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草建築課長。

○江草建設部参事 17番目の空家対策の所有者調査の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

委員がおっしゃられたとおり、登記簿謄本等の調査により確認しても、当該家屋のままである状況が多く見受けられます。そのような場合につきましては、まず周囲の聞き取り等も併せて実施します。また、この空家法の中では、税情報について参照して、所有者、管理者等に接触することができますので、そういうものも活用しながら所有者と接触して、空き家の適正管理の指導を行っているところでございます。

その状況でもまだ分からないものにつ

きましては、令和3年度において実施の実績がなかったため、3月の補正で減額したんですけど、空家所有者等調査業務委託料を計上しております、そういうものに対しましては司法書士に業務委託を行いまして、戸籍調査等を実施しまして相続者等を捜しまして、指導していく形を取っていくことになるものと思っております。

18番目の多世代の支援事業についてです。この申請の件数を予測するのは、難しいところでありまして、令和3年度につきましては、結果として1月中旬に予算を満了してしまっただけでありまして、事業終了の案内をさせていただいた方もいらっしゃる状況ではあります。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、19番目の2回目のお問いにありました少子高齢化などの理由により、市へ返還された花壇の実績と今後の市の対応についてお答えさせていただきます。

令和3年度におきましては、花壇管理団体から市へ花壇の返却などはなく、団体がふえたことにより管理花壇が3か所ふえております。

実際に今後、花壇が返還されるとのお話があった場合は、まず市といたしまして、相談を受けた際には、すぐに活動をやめていただくことがないように活動方法の工夫などについて十分お話しさせていただきたいと思っております。

その上で継続可能であるのか、継続が難しいのか、そこを判断させていただいた上で返還となれば、一時的には市で管理することになります。緑化推進の事業を通じて花壇を管理していただける団体をふやしていくことも進めておりますので、こうい

った中で団体がまた新しくできたのであれば、返還された花壇を新たに持っていて、できる限り花壇を減らさないよう努めていきたいと考えております。

続きまして20番目のご質問、ちびっこ広場の管理です。高齢化などの理由により管理できなくなったものが、令和3年度にあったかにつきましては、自治会の解散による団体が1団体ございました。それと、活動団体縮小により継続が不可能との話があったのは2団体で、結果として3団体となっております。

以上です。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 まず一つ目、市立集会所管理事業についてです。

これから考えていくとのことですが、集会所の建て直し等を一緒にすることによって集約すること等も考えていくとのことですが、現状、特に地震とか災害があった場合は、集会所に避難される方が多い状況があると思います。その中で集会所が耐震補強をされているとはいえ、ほかの人の家より耐震性において不安があるような建物であれば、やはり安心感はないと思います。建物自体は潰れなくても破片などが飛んできたりして、二次災害、三次災害が起こる可能性もあるんじゃないかと予想されます。

なので、こちらに関しては、費用の面もありますので、なかなか厳しいものがあるのはすごく分かります。2020年にほとんどのものが再検討に入っております。しっかりと考えていって順を追って早急に進めていただくよう、要望としておきます。

続きまして、庁舎管理事業の光熱水費についてです。

資産活用課だけの話ではなく、全体とし

で考えていただけたらと思います。いろいろ我々も要望をさせていただいておりますが、やはり予算がなければ執行できないわけで、どこからお金を生み出すかというのと、やっぱり少しでも節約しないといけないわけです。

緊急性のないところも、市の管理している部分ではあるとは思いますが。そういったところを部分的に入札することを他市ではやっておりますので、そういうところも考えていただいて少しでもお金を生み出して、違うところに回す予算をつくっていくのも考え方の一つではないかと思えます。まだまだ検討していただけたらと思います。この質問は要望としておきます。

続きまして市庁舎、本館の部分で、令和9年度までに本館をしっかりと考えていくということです。代替場所もどうするのか、なかなか担当者なら頭を悩ます部分だと思います。

また、現状なかなか庁舎内の人もふえてきまして、会議の場所が足りないであるとか、倉庫の場所が限られており、また臨時の給付金関係については、いつも7階講堂を使われているかと思えます。

会議室の数も足りない、スペースも足りないのは想像もつく中で、この本館の件は、莫大な予算がかかるお話だと思います。今後いろいろ考えていくということで、かなり厳しい話にはなってくると思えます。しっかりと令和9年度までに検討していくとこのことで、一年一年経過をお示しいただくよう、これも要望としておきます。

西別館跡地です。類似の話にはなりますが、これもしっかりと考えていただくよう要望しておきます。

続きまして車両点検業務についてです。

消防については特殊な作業があります

ので、仕方がないのかなと思います。

水道に関しては、業務提携の形でやっても、問題はないのではないかと思います。今は考えていないということです。検討して駄目だったというのは仕方がないのですが、しっかりと考えていただくよう要望としておきます。

続きまして犯罪被害者支援についてです。

男性は男性、女性は女性とのことです。先ほども言いましたように、書いてもらうところが、事件を思い出すような文言を書いていただかないといけないようなことが結構あるんじゃないかと思えます。その辺は配慮されているとは思いますが、初対面の方にそれをお話するのは、なかなか勇気が要ることだと思います。

今後の運営の仕方、警察との連携というのはすごく大事だとは思いますが、例えば、今もやっていたら申し訳ないんですけど、最初は封書で受付していただくとか、人と人が会わないような状況をつくっていただく、そういうことを考えていただけたらと思います。いろんな事件ありますので、担当職員もなかなか負担のかかる作業ではないかと考えております。

機械的というのは失礼かもしれませんが、できるだけ話す内容は極力減らしつつ、臨機応変な対応できるよう、今後の運営というのは要望しておきたいと思えます。

続きまして防犯カメラの設置事業についてです。

自治会からの要望は、ある程度あるが、何件あるかは把握されていないとのことです。結構多くあると聞いています。結局は警察の判断で、車が多く通るようなところを中心に随時設置していただいている状況は私も把握しております。実際の要望

に対して設置台数は追いついていない状況だと思います。

ここに関しても、またお金がかかることで、時間もかかるかもしれませんが、できるだけ台数をふやしていただくよう、これも要望としておきます。

9番目です。10万円を足すことによつて執行率の差が生まれているとのことです。

ただ、10万円を足していっているのに、執行率の差が生まれてきたと思います。そして、利子が減っているのは分かりますが、積立金も減っていると思います。そこら辺は先ほども言いましたが、各公共施設は、建て替え時期が、すぐそこに迫っております。しっかりと積み立てていっていただき、未来を見据えた施策を打っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

続きまして反射鏡の実績について、2か所ということでした。

市では基準を満たさないとつけられないところであると思います。逆に言うと、つけられないところに勝手につけてはる人もいると聞いています。ただ、それは費用負担をしていただけていることだと思います。設置について、メンテナンスはその人に任せることになるかもしれませんが、安全を担保したいということですので、相談はしっかりと乗っていただけるよう要望しておきます。

続きまして都市再生地籍調査事業についてです。

8%の進捗率で、大阪府域の進捗率が10%とのことです。これは特に大災害が起きた際、建物がなくて境目が分からないというときかに使われるという事業だと聞いております。民民の話ではありますが、民民でも勘違いして、自分のところだと思

ってらっしゃることが多くあると思います。売ったり買ったりして、どんどんあやふやになっていく部分だと思っております。なかなか時間のかかる作業で、費用もかかる作業なので、進捗率ってなかなか上がりにくいのは分かります。しっかりと進めていただくよう、これも要望としておきます。

市内環境維持事業についてです。

これに関しては、いろんな先進事例、しっかりと入れて考えていただけるとのことなので安心しました。積極的に取り入れてほしいと思います。正直、市民の人はいつ刈っているのか知りません。しっかりと先進事例を入れていただいて、対策していただくよう要望としておきます。

続きまして、交通バリアフリーと未就学児の分は、一気にいきます。

需要と供給のバランスで、最終どこまでやりたいかを聞いたかったですけど、また別で聞かせていただきたいと思います。今回はとりあえず、これで終わらせておきます。

こちらの部分に関して、本当に安全・安心の部分だと思いますので、しっかりとどこまでやっていくのか計画を立てていただいて、そこらに対しての進捗管理はしっかりとやっていただいて、進めていただくよう、これも二つまとめてですが、要望としておきます。

続きまして千里丘東54号の部分です。なかなかしんどい部分あると思います。警察とも随時話をされていて、信号の部分であるとか、考えていらっしゃるの聞いています。それでも車がもう右も左も前も後ろも行けないという状態になっていることがあります。

信号の点灯の時間であるとか、その辺を

しっかり考えていただいて、何かやり方がないのかどうか考えていただきたいです。これも対策はなかなか難しいところではありますが、しっかりとやっていただくよう、よろしく願いいたします。要望としておきます。

続きまして17番目の部分です。

特定空家対策事務事業についてです。これは、なかなか厳しいという話で、私もなかなか難しいとは思いますが。国の法律を変えていただくのが先なのかと思います。もっともっと進めやすい法律に変えていただかないと、なかなかしんどいのかとも思う部分があります。その要望を含めて、しっかりとやっていただくよう、これも要望としておきます。

18番目、多世代同居・近居支援事業についてです。

これは、はっきり言って1月で予算がなくなったとのこと。令和4年度の現状の執行率は今どうなっている状況なのか。増額は多分できていないと思いますが、その辺をお教えいただきたいと思えます。

19番目、花壇等の維持管理事業についてです。

ちびっこ広場に関しては自治会が解散して、現状、市が受けたりしているという話だったと思えます。このようなことは、今後どんどんふえてくると思えます。実際問題、公園を廃墟にするわけにはいかないので、市が受けないといけないわけで、代替の団体を探されるとのことですが、それもなかなか難しいのではないかなと思えます。そうなってくると、もう市で受けないといけないわけで、また予算の問題が出てくるわけです。

ただ、そういうところ、どうやっていくのか。自治会はどんどん減っていく中で、

やっぱりそういうのも考えていかないといけないと思えます。最終的には、やっぱりちょっと予算をふやさないといけないのかを考える必要があると思えますので、こちらにも計画的にやっていただきたいと思えます。

進捗管理ではないですが、恐らくこれが減っていくことを予想して、そのときはどういう対応をしていくのか、市としての運営の仕方をどう変えていくのか、しっかり進捗管理していただきたいと思えますので、要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 江草部参事。

○江草建設部参事 18番目の多世代同居・近居の補助について、今年度の執行率のお問いにお答えさせていただきます。

先ほども申し上げたように、この申請は、予想するのが難しいというところがあります。令和3年度までは比較的大規模なマンション等の建築があって、その辺の供給も多くあったところが、現在は落ち着いてきております。

あと、例年申請の多い時期、これは新年度、つまり年度替わりとか、あと夏休みの長期休暇の前後、ここが多くなるということがあります。現時点の執行状況につきましては、予算の約4分の3を少し超えた程度を執行している状況であります。

以上です。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 予算の約4分の3を使われているとのこと、ぎりぎり足りるのか、足りないのかというところだと思えます。

今後については、しっかりと考えていただいて、また千里丘駅の西開発などのときに、需要はふえると思えます。この制度を

どこまでやられるのか分かりませんが、その辺りの予算はしっかり考えていただいて、予算組みしていただきたいです。せっかく摂津市に引っ越して来られても、補助金をもらえないというのは、なかなか市のサービスとしては不満を覚える点ではあると思います。しっかりとやっていただくよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 では次に、村上委員。
○村上英明委員 では、私からは決算書に基づいて、質問させていただきたいと思っております。

1 点目が、決算書の 28 ページのところで、歳入の部分です。本会議の中でも市税の徴収率は 98.4% で 3.1 ポイントほどアップしたとのことがございました。

そういう中で、この市民税の個人の現年課税分につきまして、当初予算よりも 4 億 6,700 万円ほどふえているとのこととございます。その増額となった要因と、その辺りをどう認識しておられるのかお尋ねさせていただきます。

2 点目が、決算書の 28 ページの歳入の部分で、市民税課になると思います。これも市民税の法人の滞納繰越分についてということで、当初予算よりも 1 億 4,000 万円ほど減額になりました。その減額となった要因と、それをどう分析されているのか、1 回目、お尋ねさせていただきます。

3 番目が決算書の 28 ページ、歳入で市民税課、軽自動車とか小型特殊自動車等々の税収で、この現年課税分について、これも令和 3 年度当初予算よりも決算額のほうが若干増額になっております。その増額となった要因について、お尋ねをさせていただきます。

4 番目が決算書の 36 ページ、これも歳入で水みどり課、公園使用料で令和 3 年度の当初から見れば、この決算額が大幅にふえて、約 20 倍の増額になっていると思います。その増額となった内容についてお尋ねさせていただきます。

5 番目が決算書の 56 ページ、歳入で、防災危機管理課になると思います。

先ほど、午前中の補足説明のときにもありましたように、指定寄附金の防災危機管理課のところで、170 万 7,288 円があります。指定とのことで、公益性が高いものに活用していくことが趣旨としてあると思います。この指定寄附金、170 万円ほどの部分で、使用した内容と、その使用したことについての認識をお尋ねさせていただきます。

6 番目が 56 ページの歳入のところで、財政課になります。

先ほど基金のことでご質問がされておられました。私は全ての基金を含んで、全体のことでお尋ねさせていただきます。当初予算では 26 億円ほどは計上されておられました。決算では 14 億円ほどになったということで、額とすれば、この 12 億円ほど歳入の部分で決算では減になっていると認識しております。

ただ、この市債が 20 億円ほどふえていると思います。この基金全体の歳入歳出の状況とこの決算を踏まえた認識をお尋ねさせていただきます。と思っています。

7 番目が、ここから歳出で、決算書の 90 ページのところと、防災危機管理課で、先ほども質疑がございました防犯カメラのリース料の部分でございます。

先ほどの質疑を聞いていた中で、35 件の要望があり、設置は 20 台でありました。要望と実施とで台数に差があるわけです。

が、この35件の要望の中で、なぜ20台だったのかについて、その設置場所の選定の考え方を1回目でお尋ねさせていただきます。

次に、8番目、決算書の90ページのところで、防災危機管理課の所管になります。防犯灯設置工事について、当初予算では250万円ですが、決算では180万円ほどで、7割ぐらいの執行率になっていると思います。

事務報告書を見ても新設が23灯で、照度アップが9灯でありました。この予算上、執行率が7割程度になった内容と認識をどのように持っておられるのかについて、お尋ねさせていただきます。

9番目、決算書の98ページの市民税課になります。

節18、負担金の部分で、吹田地区税務協議会負担金があります。金額的には当初予算と決算、同じ3万4,000円です。この協議会の主な内容について、令和3年度分でお尋ねさせていただきます。

10番目が決算書の100ページのところで、納税課になると思います。コンビニ収納代行業務委託料が計上されております。当初予算からすれば、4万8,000円ほど決算がふえております。この代行業務で400万円ほど支出していることについて、どういう認識を持っておられるのかお尋ねさせていただきます。

11番目、決算書の110ページ、総務課になると思います。節1の報酬で、統計調査員報酬があります。この統計調査員報酬のことでお尋ねさせていただきます。当初予算のときには調査体制として指導員が4名で、調査員が54名の合計58名で、この調査をやっていきますとのことで、予算審査のときに説明があったと記憶して

おります。

その中で結果といたしまして、事務報告書において、指導員は同じ4名ですが、調査員は46名で12名ほど減になっております。その関係で、この予算も増減になっていると思います。この調査員の部分でいくと、令和3年度当初予算から見て、決算が124万円ほど減になっています。その逆で会計年度任用職員は、当初予算よりも60万円ぐらいがふえているとのことでございます。この調査体制で、総人数58名から結果は50名ほどになったことで、その人数の減をどう認識しておられるのかも含めて、会計年度任用職員の報酬がふえているということで、その関係性をご答弁いただきたいと思っております。

12番目が158ページのところで、水みどり課になると思います。節18、負担金で水路清掃負担金があります。これも当初の予算からすれば、3分の1の113万円ほど減額になっております。その減額となった理由についてお尋ねさせていただきます。

13番目、決算書の164ページで、道路交通課になると思います。修繕料が計上されております。修繕料全体とすれば6,167万円ほどになっております。私が聞きたいのは、そのうち500万5,000円を使っている道路反射鏡の定期修繕工事についてです。この修繕内容と工期についてです。工期が令和3年10月から12月で工期設定されております。その工期の設定の考え方についてお尋ねさせていただきます。

14番目が決算書の166ページで、道路交通課になると思います。

これも先ほどと同様の道路反射鏡の点検補修委託料についてお尋ねします。事務

報告書では、点検は405か所で上がっています。

この中で、道路反射鏡の点検は、委託している専門業者のみで行っているのかをお尋ねをしたいと思います。それと、次年度になるか分かりませんが、その点検結果を業務にどう反映していくのか、お尋ねさせていただきます。

15番目、決算書の166ページで、道路交通課になります。もう一つの防犯カメラリース料が、道路交通課で上がっていると思います。これは自転車とか自動車、駐車場のカメラだと思います。その中で令和3年度の当初予算からすれば約半減となっている、その減額となった内容と、減額になったことで、防犯をどう捉えておられるのか、お尋ねさせていただきます。

16番目、決算書の166ページで、道路交通課です。これも午前中に質疑があったと思います。新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金です。

令和2年度では、途中で補正予算を組まれて350万円ほどの計上でした。令和3年度も補正で1,146万円ということですが、ほとんど執行されていると思います。決算を迎えて、この継続支援金の事業をどう認識されたのか、お尋ねさせていただきます。

17番目、決算書の170ページ、水みどり課になると思います。水位計設置工事があります。当初予算どおりの5か所に設置されたと報告を受けております。金額は、当初予算では957万円ほどだったんですが、決算では645万円ということで、3分の2ぐらいの執行率になっていると思います。

その中で令和3年度は5か所設置されております。雨等々の排水の状況等に対し

て、どのような認識で5か所に設置されたのか、お尋ねさせていただきます。

18番目、決算書の178ページ、資産活用課になると思います。市営住宅の修繕料がここに計上されております。当初予算は200万円で、決算が132万円ほどだと思います。この修繕の内容とまた件数について、1回目、お尋ねをさせていただきます。

19番目、決算書の186ページ、防災危機管理課になると思います。節10の需用費の中で消耗品費が計上されております。令和3年度の当初予算478万円から決算では612万円に増額になっております。この増額の内容について1回目、お尋ねをさせていただきます。

20番目、188ページのところで、防災危機管理課になります。節12の委託料で、摂津市防災ブック作成委託料が計上されております。当初予算では642万円ほどですが、決算は279万円ほどで、約40%の減になっております。その減額となった内容と、この防災ブックを作成したことについて、改めてこの認識をお尋ねさせていただきます。

これが最後で、21番目でございます。188ページ、防災危機管理課になります。避難行動等検討業務委託料が計上されております。令和3年度、当初予算では、なかったと思います。決算では399万8,500円が計上されております。議事録を読ませてもらうと、水害時に避難行動を要する人数であるとか、避難所ごとの収容人数の精査であるとか、また広域避難に関しての移動手段等々の検討であったと思います。この委託をしている中で、どういう検討をされていたのか、お尋ねさせていただきます。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(午後3時13分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1番、決算書28ページ、個人市民税の現年課税分の当初予算と決算で、増額の要因と、どう見ているのかというご質問でございました。

令和3年度の当初予算編成時期におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、景気の後退や個人所得の減少を見込んでおりまして、それが以前のリーマンショック時に匹敵するような減少になるであろうと予想しておりましたので、42億5,490万円の予算計上としておりました。

しかしながら、個人市民税の現年課税におきましては、減額の影響が想定以下でございまして、増額となりました。令和3年12月末時点で調定額において、当初予算額よりも大幅に増額となることが想定されておりましたので、徴収率等も勘案しまして、補正予算で4億円増額の46億5,490万円を現計予算額として計上を行っていたところでございます。

当初、かなり減少があるものと想定しておりましたが、影響が思ったよりも少ない減少であったと見ております。

質問番号2番、決算書28ページ、法人市民税の滞納の繰越分についてでございます。当初予算額と決算額で違いがありまして、こちらは減額となっており、その要因等につきましてのご質問でございまし

た。

法人市民税の滞納繰越分につきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、徴収猶予の特例対応がございました。その対応で徴収猶予分が繰り越しをされるため、令和3年度の繰り越しの収納を見込んでおり、3億5,800万円の予算計上としておりました。

しかしながら、令和3年度、収益の減などにより、令和2年度を大幅に下回る確定申告をされました法人がありまして、そちらの予定申告も含めた調定額が減額となりましたので、予算で計上しておりました税額からは減収となったものでございます。

続きまして質問番号3番、決算書28ページ、軽自動車税の現年課税の分でございます。当初予算額と決算額で違いがありまして、こちらが増額となっている要因ということのお尋ねでございました。

軽自動車税の種別割につきましては、原動機付自転車の登録台数は減少してきておりますが、軽自動車四輪の登録台数は増加傾向にある状況でございます。当初予算では、その増加分を見込んでいましたが、結果として、当初予算で計上しておりました1億2,450万円を上回る決算で、1億3,178万2,561円となり、こちらは当初見込んでおりました登録台数の増、税額の増よりも上回った形となったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは4番目のご質問、公園使用料の増額についてお答えいたします。

今回の大幅な増額理由といたしまして

は、関西電力株式会社より、別府公園に隣接する新別府ちびっこ広場内に建っている送電用鉄塔の移設更新工事に伴い、別府公園内の広場に現場事務所及び資材置場として使用したい旨の占用申請がございました。これを許可したことにより発生した、使用料でございます。なお、令和3年4月1日より1年間の占用料として、871万2,000円を納付いただいております。

以上です。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私からは質問番号5番の寄附金、指定寄附金を使用した内容と認識についてご答弁申し上げます。

指定寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に対して、個人、企業から3件の寄附を頂戴しており、決算概要37ページにも記載してございます。その中で防災資機材及び備蓄用品整備事業に寄附金を充当しております。内容については、非接触型赤外線温度計などの新型コロナウイルス感染症対策器具の購入に充てております。当時、新型コロナウイルスの感染が非常に蔓延しておりました状況の中で、市の喫緊の課題であった感染防止対策、これに対して多大な貢献をいただいたと認識しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号6番、基金全体についてでございます。基金繰入金について、当初予算では約26億円の部分が収入済額で約14億円となっている部分でございます。予算の計上時には約26億円を計上しておりましたが、実際には執行を行う中で、歳出においての不用額等が発生いたしますことから、基金繰入金としての収入

済額につきましては変わってまいります。

令和3年度の収入済額のほぼ全てが減債基金から土地開発基金への積み替えを行ったものでございます。このことから減債基金につきましては約14億円の減となっております。財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金の合計で申しますと、令和2年度末現在が約140億2,800万円のところが、令和3年度末現在高といたしましては、約2,700万円増の約140億5,500万円となっているものでございます。

財政調整基金につきましては、令和3年度財政調整基金を取り崩すことなく、さらに財政調整基金へ約14億5,000万円の積み立てを行っております。これは将来の財源不足を見越しまして、臨時財政対策債を発行可能額、全額発行するなど、元金償還金を超える市債発行を行い、財源を確保することにより、財政調整基金の増額を図ったものでございます。

現時点では、三つの基金残高が140億5,500万円ほどとなっております。今後につきましては、中期財政見通しでもお示しさせていただいておりますように、多くの財政負担を伴う事業を見込んでおりますことから、令和4年度以降は、基金を取り崩しながらの財政運営になると考えております。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私から7番目の防犯カメラにつきまして答弁いたします。摂津警察から35台の要望を頂戴したにもかかわらず、20台に減らした理由についてでございます。

防犯カメラにつきましては、まず摂津警察とは当然協議をさせていただきます。しかしながら、職員においても現場の調査は

いたします。その中で例えば、交差点でありますと、ほとんどは信号柱がございまして、その信号柱に防犯カメラを共架するケースがほとんどとなりますが、現場調査をしまして、信号柱に共架できないケースというのがございます。そうしますと、1か所当たりの費用が高額になってくることもありまして、こういった費用も勘案して、精査した結果として20台となっております。

次に、防犯灯でございます。執行額に不用額が出る理由と認識についてでございます。防犯灯の設置工事につきましては、自治会から、新規設置や照度アップのご要望があれば、自治連合会総会の場で必要書類をお配りして、申請いただくようにご案内しております。

令和3年度の防犯灯設置工事の不用額の要因としましては、世界的な新型コロナの影響によって昨年の秋以降に、LEDの灯部に使用している半導体、これが入手困難になりまして、各メーカーの製品が市場から相当品薄になって電気業者も手に入らない事態が起きました。1回目の設置工事については発注できましたが、2回目の設置工事については発注ができなくなったということでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは市民税課に係りますご質問、質問番号9番、決算書98ページ、吹田地区税務協議会の令和3年度の主な内容につきましてご答弁申し上げます。

吹田地区税務協議会につきましては、国、大阪府、吹田市、摂津市の4会員で構成されておまして、税務行政運営上の連絡協調を緊密にして、国税及び地方税を通じて、

業務行政の円滑かつ適正な実現を図ることを目的としております。また、税を考える週間や確定申告についての広報活動など、協力体制で事業活動を行っていくものでございます。

具体的には5月に定期総会がございまして、10月に幹事会、12月に連絡会、こちらにつきましては担当課長で出席させていただきますいております。このうち、5月の定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の関係により書面開催となりました。そのほか、12月には、国税の主なもので、改正税法の研修、これは担当者が出席している研修会がございまして。

以上でございます。

○三好義治委員長 南池課長。

○南池納税課長 質問番号10番、コンビニ収納委託料、約400万円に対する認識のご質問だったかと思っております。

コンビニ収納に関しましては、納付書のバーコードを読み取ることによって、コンビニのレジで市税を納付できるものでございます。この委託に関してはコンビニ各社から送られてくる公金を取りまとめて本市に回送する業務を委託しております。

また、同じバーコードを利用して令和3年度よりスマートフォン決済にも対応しております。令和3年度の実績といたしましては6万2,590件、金額にして16億6,000万円ほどと多くの方にご利用いただいております。

スマートフォン決済も併せて、市民サービス及び徴収率の向上に大きく寄与していると考えております。委託料として400万円と高額ではありますが、それ以上の効果があるものと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは質問番号11番、決算書110ページの統計調査員報酬の減額と会計年度任用職員報酬の増額の関係というお問い合わせでございます。

統計調査員報酬が減少した理由としましては、2点ございます。

まず1点は、委員がおっしゃいましたように、調査員の人数が、当初の予定から46人に減少したことでございます。これは、予算の編成時に国からの詳細の提示がございませんでしたので、前回調査の実績を踏まえて少し多めに人数を設定しておりました。実際に国の提示がありまして、46人と決定したものでございます。

もう1点は、令和3年に実施いたしました経済センサス活動調査におきましては、コロナ禍での調査でありまして、調査員の仕事の内容に変更がございました。こういった変更かと申しますと、通常は調査票の回収方法は、調査員が事業所に訪問して調査票を回収する方法と事業所がインターネットで回答する方法がございまして、コロナの影響により、調査員が事業所を訪問しての調査票の回収を取りやめて、調査票を郵送で提出してもらう方法に変更となりました。

こういったことで調査員の調査票回収業務がなくなったため、その分、調査員の報酬単価が減額となりましたことから、当初の予算よりも大きく減少したものとなっております。

次に、会計年度任用職員報酬が増加した理由でございます。会計年度任用職員の任用期間につきましては、当初は4月から調査が一定落ち着く8月末までの予定でございましたが、12月末まで任用期間を延長したため報酬が増額となったものでござ

います。

なぜ任用期間を延長したかと申しますと、先ほど調査員が訪問して調査票を回収する方法をやめて、調査票を郵送で提出してもらう方法に変更したと申しました。こういったことにより対面での接触がなくなって、調査票の未提出の事業所がふえ、また、提出があっても未記入の調査票がふえるという状況になりました。これは本市だけでなく全国的にこういう状況でございました。こういったために国からは、未提出の事業所に対しましては電話やはがきで、調査への協力を呼びかけるようにとの依頼がありました。

また、未記入の事業所に対しましては、電話で内容等の問い合わせをするようにと、国から指示がございましたので、これらの追加業務に対応するため、会計年度任用職員の任用期間を延長して業務に当たったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは12番目のご質問、水路清掃負担金の減額理由についてお答えいたします。

本負担金は、摂津市と協定を締結しております地元水利組合など14団体が市内の農業用水路及び排水路を対象に実施される水路の清掃活動に対しまして、各団体より請求があった場合において、協定に基づき参加者数に応じた金額を支給しているものであります。

今回の減額理由といたしましては、本来14団体で活動していただいているところですが、8団体の活動となり、この理由としまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響が一番大きいところです。さらに、各団体の判断から清掃回数の減、清

掃範囲の縮小など、あと参加人数、これも制限していることもあり、請求金額が減ったものであります。

以上です。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、道路交通課に係ります13番目から16番目の4点のご質問にお答えいたします。

まず13番目のお問い合わせでございます。道路反射鏡定期修繕、これの修繕料の内容と工期設定の考え方というお問い合わせであったかと思えます。

内容につきましては、前年度に行っております点検業務委託の結果を参考にいたしまして、その修繕箇所を選定し、支柱や電柱への強化金具の基礎となる部分から道路反射鏡までの一式の取り替えをさせていただいている内容でございます。工期設定につきましても、大阪府が策定されております積算基準にのっとりまして、その工事規模によりまして、準備、片づけを含めた形で施工に必要な日数、これを基に算定しております状況でございます。

次に、14番目でございます。点検は専門業者のみかとのお問い合わせであったかと思えます。この点検補修業務委託につきましては、交通安全施設、このカーブミラーもわかりでございますが、その取り扱いに熟知している専門業者がございまして、その中から選定をいたしておるところでございます。支柱のさびや電柱の共架金具の劣化の確認、道路反射鏡の見え方の確認、それ以外に、角度の調整といった専門業者でないとできないような業務もございしますので、実際この業務に関しましては3年周期で点検業務を行っておるところでございます。

続きまして、15番目の防犯カメラリー

ス料の減額の内容と、防犯の認識というお問い合わせでございます。この減額の内容といたしましては、先ほど防災危機管理課長からもありましたように、こちらは自転車・自動車駐車場、この部分に関します防犯カメラの設置をこのリース料で賄うところで、入札の時期は早かったのですが、契約期間が10月以降となり、半分ぐらいが減額となったものでございます。

続きまして、防犯カメラの認識でございますが、当然ながら自転車であったり自動車の駐車場におきまして、この防犯カメラがこの犯罪発生抑制に寄与しているものと認識いたしております。

最後に、16番目のお問い合わせでございます。新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金の認識というお問い合わせであったかと思えます。令和3年度につきましては、先ほども答弁させていただきましてとおり、市内に営業路線を置くバス事業者やタクシー事業者に対して、このコロナの感染症防止と、運行継続の趣旨で財政支援を行っております。交通事業者におきましては、この支援金を活用して感染防止対策を進めておられますので、利用者が安全に公共交通を利用していただいているものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、17番目のご質問、令和3年度の水位計を5か所に設置した認識について、ご答弁申し上げます。

水位計は、令和2年度から令和6年度末までに水位の遠隔監視が必要な浸水防除施設23か所に対して、設置を進めております。令和2年度におきましては、既に5か所設置し、令和3年度につきましては、

さらに5か所設置し、計10か所が現在設置されております。設置の選定の理由としましては、浸水被害の影響が大きい箇所、また、過去の経緯などを勘案しまして、そういう場所と、あと職員が実際に水位を見に行くとなれば、距離が離れて時間がかかるような場所、こういったところを最優先として設置していております。

認識としまして、設置効果になるとは思いますが、この設置効果につきましては、令和3年度では、大雨、豪雨による水路からの越水などがなかったことから、水位として異常なデータは出ておりませんでしたので、データの蓄積は思うように進んでおりません。ですが、水位監視自身は問題なく行えておりますので、引き続き設置効果につきましては検証を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 森崎課長。

○森崎資産活用課長 それでは、質問番号18番、決算書178ページの住宅管理費における修善料についてご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、一津屋の第1団地及び一津屋第2団地のそれぞれのガス警報器及びアダプターの取替修繕によるものでございます。内訳としましては、第1団地は40戸で、48万2,240円、第2団地が70戸で84万3,920円の内訳となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私から、19番目の災害対策費、これの消耗品費の増額についてのご質問に対してご答弁申し上げます。

消耗品費につきましては、令和の3年度

補正予算(第3号)において、352万3,000円の増額補正によるものでございます。これは災害時などの感染防止対策における非接触型体温計や、抗原検査キットの購入に充てるための予算の増額でございます。当初予算にこの補正額を加えますと、830万6,000円となり、予算の流用や補正予算の減額と不用額を差し引きまして、612万6,416円の決算額となったものでございます。

次に、20番目の防災ブック作成委託料、この執行率のお問い合わせございました。これについては、防災ブック作成の委託料、当初からの183万2,000円の減額につきましては、当初予算から74万2,500円を減額してありまして、防災ブック全戸配布業務委託料と、予算を二つに分けて、防災ブックの作成委託料の不用額108万9,900円と、防災ブック全戸配布業務委託料74万2,500円を合算した金額でございます。

防災ブックでは、安威川、淀川氾濫による水害による想定最大規模の浸水想定区域で、浸水継続時間などの水害時の情報を掲載したハザードマップに加えまして、縁故避難、宿泊ホテルなどへの広域避難の確保や、水害時に命を守る行動が取れるよう、マイタイムラインの作成啓発などを掲載し、防災知識の普及や水害リスクに対する意識の向上を図るために全戸配布しております。

最後に21番目の避難行動等検討業務委託料、この内容についてでございます。

避難行動等検討業務委託につきましては、先ほども申し上げましたように、淀川、安威川の浸水想定区域図の整備に伴い、水害時の避難方法等の見直しを行う必要がございました。このため、新たな洪水ハザ

ードマップの作成、それから避難行動要支援者を含めた小学校ごとの避難対象者の把握、それと既存施設の避難可能施設と収容可能人数の把握、新型コロナウイルスの感染対策を踏まえた収容可能人数の把握などを検討して、水害における避難の考え方を整理しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 2回目は、質問なり要望なりという項目がありますけども、よろしくお願いたします。

まず、1点目の個人市民税についてです。先ほどのご説明で要因については、分かりました。令和3年度といえ、税はその前年の所得で計算しますので、第1波から第3波までの経済状況等との影響があって、こういう増なり減なりがあったと思います。ただ、この当初予算の設定の考え方で、結果として増額になったということは、この税の公平性というか、負担という面では、よかったと思っております。

2回目の質問といたしましては、次納税課になると思います。この不納欠損で、個人の不納欠損で31万8,167円と、収入未済額で6,677万3,598円が計上されております。この不納欠損額や収入未済額になることに対する市の対応について、どういう対応をされたのかをお尋ねしたいと思います。

2番目、納税課になります。市民税の法人で、この不納欠損が458万1,925円、収入未済額が611万4,403円となっております。この不納欠損額や収入未済額について、市はどういう対応をされたのか、2回目お尋ねしたいと思います。

3番目でございます。軽自動車税等々の

この現年課税分で、質問をさせていただきました。原付については減少傾向ではあったけども、この軽自動車も含めて、これは登録台数がふえてくるような方向ということで、この金額にも反映したと思います。これも、納税課になると思います。収入未済額が332万7,539円になっておりますが、それに対する市の対応として、どうされてこられたのか、2回目お尋ねさせていただきます。

4番目の公園使用料につきましては、要望とさせていただきます。この公園使用料の増額については、関西電力の現場事務所及び資材置場としての使用によりふえたとのことでもございました。この公園使用料につきましては、私も一般質問等々でさせていただいてきました。やはりこの摂津市の魅力、また、子育て世帯の方からの目線としては、どうしても公園は外せません。この決算内容を見ると、草刈りとか、枝剪定等々も含めて9,000万円ほどかかっていたと思います。結構な額だと感じています。これからこの公園遊具の整備とかもありますし、また、この公園を使っただけのような環境づくりの面でも、しっかりと公園の管理を、また予算の件も含めて考えていただきたいと思います。これは要望としておきます。

5番目の指定寄附金、防災危機管理課の分でございます。これも要望とさせていただきます。先ほどのご答弁からすれば、この寄附者の思いというか、要望に沿ったものということで認識はさせていただきました。コロナ関係については、どこで収束するかはまだまだ見えない部分もあります。やはりこういう指定寄附金は、こういう形で使ってくださいという寄附者の思いにしっかりと応えていくべきだと思

います。これからこのお金の使い方を、またその寄附者の思いに応えられる内容で使っていただきたいということで、要望としておきたいと思います。

6番目の基金でございます。この財政調整基金、ほぼ温存されるとのことでもございました。今後の公共施設の建物関係や、様々な形でこれからお金も必要になってくる長期的なものもでございます。また、今後の味生公民館の建て替え云々の部分も出てくると思います。令和3年度でも結構起債をされましたので、そういう部分での償還の面も含めて、財政運営はこれからまたしっかりとやっていかなければいけないと思います。これからちゃんとこの基金の取り扱い、歳入と歳出の部分をしっかりと計画を組んでやっていっていただきたいと思います。この令和3年度の決算を見まして、今まで市債はどんどん減らしてきた傾向が数年続いておりました。令和3年度では私の見たところ、20億円ぐらい総額としてふえておりますので、それが基金の温存というか、これから将来的な投資も含めて、しっかりとこの計画性を持った取り扱いをまたお願いしたいということで、要望としておきたいと思います。

7番目の防犯カメラでございます。先ほど警察との協議や職員の現地調査等々も含めてこの設置場所の選定をされていますということでございました。三好俊範委員からもありましたように、自治会の要望等々もあると思います。私も何人かの方からも住宅街の中でも、この防犯カメラの設置はどうだろうとの質問も受けております。例えば、2回目の質問で、地域から直接、市にこの防犯カメラ設置で要望されたときにはどういう対応されるのかも含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

8番目、防犯灯の設置工事の部分でございます。この防犯灯につきましては、半導体の材料が入ってこなかったことも含めて、1回目は契約したけども、2回目の部分で発注ができなかったとのことでもございました。2回目の質問として、2回目に発注できなかった分をどこでどう対応されていかれたのか、お尋ねしたいと思います。また、この防犯灯の設置工事というのは大概11月か12月ぐらいになってから契約されているのが、ここ数年の現状だったと思います。ということであれば、自治会等々からは5月末ぐらいをめどにして、申し込みの締め切りをされていると思います。それが約半年ぐらいたってやっとなことなので、それをもう少し早くできないかというお話もございますので、その辺がどうできるのか、対応が可能なのかも含めて、2回目にお考えをお尋ねさせていただきます。

9番目、市民税課の部分でございます。吹田地区の税務協議会の負担金の件でございます。協議会の内容については、理解をさせていただきました。

2回目の質問といたしまして、これまで全国地方税務協議会が旧の組織としてあったと思います。その中で、令和3年度として、このスキル向上とか人事異動等々で初めて税務に携われる方等々への対応として、この研修をどういう形でされてこられたのか、2回目でお尋ねさせていただきたいと思います。ただ、事務報告書等々におきましては、職員研修として実施されている部分も記載をされておられました。改めてこのスキル向上の部分も含めて、どういう研修が令和3年度にあったのか、2回目でお尋ねさせていただきたいと思います。

10番目のコンビニ収納代行業務委託料については、要望とさせていただきます。令和3年度からも含めて、このスマホ決済を導入されてきたということで、市民の方からすれば納付しやすい状況をつくっていただいているのは、市民の方からお声を聞きます。やはりより身近なコンビニで納付ができる、そういう利便性の向上はかなり摂津市としても力を入れていただいていると思います。より市民の方が納付しやすい状況を、これからもつくっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

11番目の統計調査の件でございます。経済センサスのことでの調査でございます。令和3年度で行ったこの調査を、今後どういう形で摂津市として活用されていくのか、その活用方法についてお尋ねさせていただきます。

12番目でございます。水みどり課の水路清掃負担金で、先ほどの答弁の中で実施団体が14から8団体に減ったと、あと、回数なり範囲が減少しましたということでもございました。2回目の質問で、この清掃の箇所数や、延長といったものはどれだけあるのか、お尋ねさせていただきます。

13番目、道路交通課の修繕料で、道路反射鏡でございます。先ほどもこの修繕の中身については、ご説明で分かりました。この修繕はこれからしっかりと修繕して管理面は高めていただくということで、お願いをしまして、要望としておきます。

14番目、質問させていただきます。この道路反射鏡の点検保守委託料で、先ほどのご説明では、専門業者のみでやっているとか、令和3年度で点数を検査できるような体制を組んでいますとのことであったかと思えます。ただ、この路面反射鏡点検

保守委託料、契約期間が令和4年2月の2日から令和4年3月25日で、本当に年度末にこの点検をされておると思います。先ほどの13番目の質問の修繕と絡めて、例えばこの点検をしたら即修繕ができるような、この契約を別々でするのではなくて、修繕と点検を一体化したような契約が、令和3年度の取り組みとしてできなかったのかなと私は思います。ということは、契約する会社が減ってくれば、逆にそれに伴う間接経費関係が重複して、それも削減できるのではないかと思います。この点検と修繕の一体契約というものの考え方について、2回目にお尋ねさせていただきます。

15番目の道路交通課の防犯カメラリリースの件でございます。これは自転車・自動車駐車場のカメラということで、契約期間が10月以降だったから、半分になったとのことでした。この防犯カメラは、やはり何かの有事があったときにも使えます。ただ、その前段でやっぱり防犯意識を高めていただくというか、抑止力というのはやっぱり出てくると思います。そういう意味ではこの契約も含めて早くやっていただくことも含めて、そしてまた、これがしっかりと作動していくために点検、そして維持管理も含めてやっていっていただきたいということで、要望としておきます。

16番目の新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金の件でございます。これは、この令和2年度、令和3年度で実施をされてこられました。ご答弁でもありましたように、運行継続に対して補助していくこと、また、車内の感染防止対策、防護シートなども含めての補助であります。ニュースでも出ておりましたけど、今後も公共交通はテレワークの定着で人がどんどん減るようなニュースもござい

ました。ただ、今摂津市内のJR千里丘駅、正雀駅の方面も自転車の駐輪場が結構満車になっているような状況ですので、そういう意味では、通勤などで駅を使っている人の動きは、コロナ前とそんなに大差がなくなってきたと思います。車を手放されたご高齢の方などは、この公共交通が本当に必要なものであると思います。市民の方からは、この摂津市は大阪市内にも行けるし、近畿自動車道に乗れるし、名神高速道路にも乗れるし、中国自動車道にもそんなに遠くはないので便利なところだけでも、車を手放してしまった途端に、移動手段は本当になくなってしまおうとお聞きします。これからこの公共交通について、しっかりと市内全体も見ていただいて、取り組んでいていただきたいということで、要望としておきたいと思います。

17番目の水位計設置工事の件でございます。箇所数については、令和2年5か所、令和3年5か所、合計今10か所につけているとのこと。トータル的には23か所まで目指していますということであったと思います。この水位計が、リアルタイムで分かる、現場に行かなくても分かるということも含めて、やはりこれが地域の防災、災害面にも生かせるものだと思います。逆に要望としておきたいと思いますが、災害面としてこの水位計を使っていくとのことで、やはり令和6年度で23か所と言わずに、もっと前倒しをして、早めにつけていくのが必要だと思いますので、これは要望としておきます。

18番目の市営住宅の修繕料の件でございます。2回目で質問させていただいたのは、この市営住宅の件で鳥飼八町団地を政策空家として令和3年度は3戸あるということが事務報告に記載されていた

と思います。これからこの政策空家への入居要望とかいろいろとあると思いますが、おおむねこの3戸を、政策空家として考えておられるのかを質問させていただきたいと思います。ただ、この鳥飼八町団地は、管理を開始してからもう47年経過しており、3年ほど前の火事により、この政策空家に入られた方もおられます。やっぱり火事があったというのはもう当日なり翌日に入居という状況にもなります。ただ、雨漏りの関係などで、ご意見ももらったりもしております。その辺の政策空家の管理をどうこれからもされていくのか、お尋ねさせていただきます。

19番目の消耗品費の件でございます。この消耗品費につきましては、自主防災組織の支援経費という面も含んでいたと思います。その中で執行率がこの令和3年度はゼロだったと思います。要は自主防災訓練がなかったと思います。令和3年度がそういう状況になったことを踏まえて、この自主防災組織への支援をどう考えておられるのか、2回目でお尋ねさせていただきます。

20番目の摂津市の防災ブックでございます。今後の活用等々も含めて、水害で使うとか、マイタイムラインで使っていくとご説明もございました。市民の方や事業者等々がマイタイムラインの認識を高めただけのような取り組みも、これから必要だと思います。その辺の取り組みをお願いしまして、要望としておきたいと思います。

21番目でございます。避難行動等検討業務委託料がありました。これについては先ほどのご答弁のとおり、新たな避難行動であることも含めて、この中でされたとのことでございます。その中でも避難所の収

容人数も精査をされたとお聞きをしております。ある講演を聞いた中で、コロナで今までの収容人数を4分の1に制限するようなこともあるようです。例えば、収容人数はもう満杯になりましたけども、そこに避難をされて来られた方をどうしたらよいかということがあります。とりあえずコロナは感染の危険もあるけども、やはりこの水害とか地震で、とにかく命を第一に守るという面では、この収容人数に関係なく受け入れたほうが良いというご意見もございました。収容人数はありますが、やはり命を守る観点で避難所の人数を考えていくと、そして感染症対策も考えていくべきです。その辺りの避難所の運営の在り方を、これからまたしっかりと考えていただきたいということで、この件は要望としておきます。

2回目、以上でございます。

○三好義治委員長 南池課長。

○南池納税課長 では、2回目のご質問に答弁いたします。

質問番号1番から3番です。一部共通する部分がありますので、まとめて答弁させていただきます。まず不納欠損について、個人住民税現年度の不納欠損についてです。内容といたしましては、本人が亡くなれて相続調査を行った結果、相続人がいらっしゃらない、もしくは相続人全員が相続放棄をされていたものでございます。法人市民税の滞納繰越分の不納欠損については、破産や解散等により消滅した法人によるものです。

次に、収入未済額に関してです。こちらは個人市民税に関しては、やはり個人事業主の方や退職された方です。収入の変動が大きかった方が多くを占めている状況かと思われま。法人市民税については、中

小企業等がほとんどでございまして、いずれも新型コロナウイルスの影響が少なからずあると考えております。

その不納欠損であったり、収入未済額への対応でございます。納税は憲法に定められた国民の義務でもございまして、あと納期内納税いただいている方との公平性を保つためにも、収入未済額や不納欠損額は最小限に抑える必要があると考えております。

これまでコールセンターによる納付勧奨でありますとか、より効率的な実態調査などの取り組みもしてきました。その成果もあって滞納額としては年々減少傾向にございます。ただ一方では、コロナの影響なども考える必要がありますので、差し押さえ等により生活を逼迫させることがないように、今後もよりきめ細やかで、かつ効率的に納税事務を進めて、不納欠損でありますとか収入未済額を縮減できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私から村上委員の7番目の質問にご答弁をさせていただきます。

地域からの設置要望の対応についてでございます。これについては、お住まいの地域の中で、人がたむろして夜道が危ないとのことで、カメラを設置してもらいたいなどの要望を頂戴することは市でもございます。その中で、防犯カメラの設置に対する、貴重な意見として我々としては、まずは警察に協議をさせてもらう。警察は専門家でもございますので、その有効性についても協議を進めておるところでございます。また、設置場所については、やはり個人のプライバシーの関係もございま

すので、そういったことも確認しながら、優先順位を含め総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯設置工事の8番目のご質問にご答弁を申し上げます。

これについては、昨年度半導体の影響でLED灯が品薄になりまして、発注できなかったと先ほどご説明させていただきました。今年度に入りまして、6月に発注できなかった防犯灯について9灯の分は発注いたしております。今年も12月ぐらいの発注を予定しており、自治会の要望から発注までの流れにつきましては、5月末までに自治会から要望を受け付けます。それから6月に設置箇所の要望の取りまとめを行いまして、7月から8月にかけて昼夜間による現地調査を実施いたします。その後、関電柱やNTT柱、こういったところにLED灯が共架できないか、もちろん電柱所有者である関西電力とNTTと協議いたします。その後の9月から10月にかけてはメーカー等からの見積を徴取して、設計書の作成に入っております。11月には設計書の庁内審査を経由して入札手続を行って、業者決定が12月ぐらいになる流れでございます。防犯灯の設置工事の早期発注については、全ての工程のほとんどを職員1名が担当しております。その他の業務と並行しての作業となりますことから、なかなか困難なところが多くございます。ただ、防犯灯設置は犯罪の抑止にもなりますので、可能な限り早期に発注できるよう、作業工程をもう一度点検して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課にかかります質問番号9番、令和3年度市民

税課でこういったスキルアップに係る研修があったかのご質問にご答弁申し上げます。

令和3年度には職員のスキルアップのための研修といたしまして、住民税の課税事務の研修が開催されたものに職員を受講させております。内容といたしましては、主催者が大阪府市町村振興協会、通称マッセOSAKAでございます。そちらの研修に1名、また別の研修で、一般社団法人日本経営協会が主催者となっております住民税の課税実務と、こちらは個人住民税と法人住民税でございますので、それぞれ1名ずつ受講しております。また、基本のこの課税実務に加えまして、事例演習による住民税課税の実務という、もう一つレベルがアップした中級編がございますので、そちらにも1名受講で研修に参加しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、質問番号11番、経済センサス活動調査の結果の活用というお問い合わせでございます。

経済センサス活動調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ地方公共団体の各種行政施策、例えば地域の産業振興や、商店街や中心市街地の活性化のための施策などの基礎資料として利用されることとなっております。

本市での活用でございます。当然総務課としましては、今後統計要覧にその結果を盛り込んでまいります。それ以外にも、行政には様々な分野がございまして、それぞれの分野で計画の策定だとか企画立案などが行われております。その際には、様々な統計資料を参考にされることと思えます。そのうちの一つとして、経済センサス

活動調査の結果も参考にされることと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、12番目のご質問の2回目、清掃活動の箇所数と延長についてご答弁申し上げます。

この清掃していただく箇所、延長は、各団体が決めていただいているところがありますので、毎年によって変わっております。このことから、固定された箇所数、延長ということはお答えできませんが、令和3年度におきまして申し上げますと、申請箇所としてありました数としましては55か所、延長としましては延べの延長となりますが、約12.5キロ清掃をしていただいております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、14番目の2回目のお問いに対してお答えいたします。

道路反射鏡の点検と修繕を一体にできなかったのかというお問い合わせであったかと思えます。令和3年度につきまして、保守点検に関しましては委託料で執行をさせていただいております。劣化の状況であったり、修繕が必要な部分については修繕料というあてがいの仕方をさせていただいておりますので、予算の仕分け上、なかなか令和3年度は難しかったと考えております。ただ、令和4年度も同じ費目の構成の考え方になっておりますので、今後、委員がご指摘の内容を踏まえまして、一度また近隣他市も同様なカーブミラーの扱いをされているのかどうか、その辺り調査をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 19番目の2回目の質問にご答弁申し上げます。

自主防災組織への支援の今後の考え方についてのご答弁申し上げます。

自主防災組織主催の防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により全てが開催されませんでした。自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の連携に基づき結成された組織でございます。また、災害の状況によって、行政による支援、救出、救護が期待できないような場合には、それぞれの地域で共助により防災活動を展開していく必要がございます。そのためには、平時で防災対策を共助、公助の観点で地域の皆さんと行政が一緒になっていただく必要がございますので、防災訓練を行うための支援の在り方について、地域の自主防災組織の皆様からご意見をいただけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 全て要望とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目も2点目も3点目もですが、やはりこの納税というのは、先ほど言われましたように、憲法に定められた国民の義務として明記はしてあります。ただ、この収入状況であるとか、個別で様々な課題とかというのもありますので、それがしっかりと個人個人、一人一人の対応として、これからも取り組んでいっていただきたいということで、これは要望としておきます。

7番目の防犯カメラの件でございます。地域としても要望がある、その一方で、プライバシーにもやっぱり配慮しなければ

いけない中で、要望は地域としてもなかなか防犯カメラの設置を要望していくのか、しないのかというところが、少しまだ悩まれているところも結構ございます。けれども、この抑止効果はありますから、そういうのを含めて、また今後地域の要望等もお聞きをさせていただいて、対応を検討していただきたいと思いますということで、要望としておきたいと思います。

防犯灯の設置工事につきましては、先ほどスケジュール感ということでお聞きをいたしました。そういう意味では、職員さん一人で対応されていることもあります。この業務を、逆にこの設置の可否確認とか、それから施工まで、例えば一体化して、業者発注とか委託をしていくことができないのか、その辺も含めてこのことは検討というか研究をお願いをしたいということで、要望としておきます。

9番目の市民税課のスキル向上等々についてでございます。税は法律によって変わってくるということもありますし、その辺の税に何年携わったから全てがマスターできるということではないと思います。特に人事異動で新しく入ってこられた方等々については、やっぱりその辺はしっかりと研修を含めながら、この税というものに携わっていただけるように、これからもこの研修も含めて取り組んでいただきたいと思いますということを、要望としておきます。

11番目の統計調査の件でございます。令和3年度の資料を基にして、これから各分野で様々な企画なり立案なりがされていくと思います。お金的には国のお金ですけども、時間をかけたということもございいますので、その辺のデータをしっかり今後の業務に生かしていただきたいと思います。

ということで、要望としておきます。

12番目の水路清掃の件でございます。令和3年度は55か所で、延長では12.5キロでございました。やっぱりこの水路は雨対策、特に鳥飼地域では雨対策とか、雨水管の普及まで完全にいいっていませんので、それを補うところもあると思います。やはりこの前の鳥飼まちづくりグランドデザインの地元説明会の中におきましても、福渡副市長からも、この水路というのは一つの魅力というものでとらまえていくべきというお話もございました。やはりこの水路というのは水とも親しめるもので、いいものであると思います。私の家族も、昔に東別府のほうに住んでいたときに、そこで水路に足をちょっと入れたりとかいうことで子どもが結構遊んでいたんです。今は20歳代になってはいますが、それぐらいになっても昔こんなあったというのが記憶にあって、そういう思い出話をすることがあります。摂津市から転出された方におきましても、あの水路、昔ザリガニ取ったんやけど、まだ残っているんだということをお聞きすることもあります。そういう意味では、この水路の活用といったものを、地域の活性化も含めて、今後またこの水路の活用の仕方を考えていただきたいと思いますということで、要望としておきます。

14番目の道路反射鏡の件でございます。今後また、契約内容について他市の動向等も踏まえて、検討していただきたいと思います。要はこれで経費削減につながれば、それで一ついいのかなど、削減となった部分をまたほかの業務にも使えると思うので、その辺の契約の考え方、またちょっと取り組んでいただきたいと思いますということで、要望としておきます。

18番目の市営住宅の件でございます。鳥飼八町団地につきまして、平屋建ての建物は一般の世帯を見ても市内ではそんなに見ないので、住んでいる方は便利がいいと思います。そういう意味ではこれからの老朽化対策等々はあると思いますけども、将来には何か建て替えなければいけない、そのときは来ると思います。そういうときはしっかりと住民等々と協議をしながら、今後また建て替え等々も含めた計画を早めに出していただけるようなことで、またお願いをしたいと思います。この政策空家を管理しておられるのであれば、先ほど言いました火災であれば即入らなければいけない状況ですので、入っていても生活が十分できるというか、市営住宅としてのレベルを維持していただくため、管理にもしっかりと目線を向けていていただきたいということで、要望としておきます。

最後、19番目の防災訓練の件でございます。やはり去年、一昨年と防災訓練がほぼなくなりました。今年はやっていこうかというところも結構ふえてきたと思います。これ3年、4年と、もし中止が続けば、この防災訓練自身もやらなければいけないのかという雰囲気やっぱり広がってくる、そこが私はちょっと怖いなと思っています。そういう意味では地域の中の自主防災は大切なことだと思いますし、また、その地域の中で、やはり最初に自助があつてこそ次の共助ができる、次の公助ができることにつながってくると思います。最初にこの自助ができるような訓練をまたしっかりと自主防災の中で取り組んでいていただきたいということで、要望としておきます。

以上で終わります。

○三好義治委員長 本日の委員会はこの

程度にとどめ、散会します。

(午後4時32分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 野口 博